

令和 2 年 2 月 10 日 開会

令和 2 年 2 月 10 日 閉会

第 3 回久慈広域連合議会定例会会議録

久慈広域連合議会

目

次

第3回久慈広域連合議会定例会

○議事日程第1号	1
○会議に付した事件	1
○出席・欠席議員	2
○事務局職員出席者	2
○説明のための出席者	2
○開会・開議	2
○諸般の報告	2
○会期の決定	2
○会議録署名議員の指名	2
○広域連合長施政方針演述	2
○議案第1号から議案第10号まで並びに報告第1号 及び報告第2号	3
提案理由の説明	4
総括質疑	6
○議案第10号	6
質疑	6
採決	6
○一般質問	7
14番城内仲悦君	7
広域連合長答弁	8
再質問	9
6番南一郎君	13
広域連合長答弁	14
再質問	14
5番信田義朋君	16
広域連合長答弁	16
再質問	17
○議案第1号	18
質疑	20
採決	26
○議案第2号	26
質疑	27
採決	33
○議案第3号	33
質疑	33
採決	33
○議案第4号	33
質疑	34
採決	35

○議案第5号	35
質疑	36
採決	37
○議案第6号	37
質疑	37
採決	38
○議案第7号	38
質疑	38
採決	38
○議案第8号	38
質疑	38
採決	39
○議案第9号	39
質疑	39
採決	39
○閉会	39
署名	40

第3回久慈広域連合議会定例会会議録

議事日程第1号

令和2年2月10日（月曜日）午前10時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 広域連合長施政方針演述
- 第4 議案第1号から議案第10号まで並びに報告第1号及び報告第2号
提案理由の説明・総括質疑
- 第5 議案第10号（質疑・採決）
- 第6 一般質問
- 第7 議案第1号（質疑・討論・採決）
- 第8 議案第2号（質疑・討論・採決）
- 第9 議案第3号（質疑・討論・採決）
- 第10 議案第4号（質疑・討論・採決）
- 第11 議案第5号（質疑・討論・採決）
- 第12 議案第6号（質疑・討論・採決）
- 第13 議案第7号（質疑・討論・採決）
- 第14 議案第8号（質疑・討論・採決）
- 第15 議案第9号（質疑・討論・採決）

会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 広域連合長施政方針演述
- 日程第4 議案第1号 令和2年度久慈広域連合一般会計予算
議案第2号 令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計予算
議案第3号 令和元年度久慈広域連合一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて
議案第4号 令和元年度久慈広域連合一般会計補正予算（第3号）
議案第5号 令和元年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第6号 会計年度任用職員の給与等に関する条例
議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第8号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

議案第9号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて

議案第10号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて

報告第1号 久慈広域連合監査委員条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について
報告第2号 職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

日程第5 議案第10号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第6 一般質問

日程第7 議案第1号 令和2年度久慈広域連合一般会計予算

日程第8 議案第2号 令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計予算

日程第9 議案第3号 令和元年度久慈広域連合一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第10 議案第4号 令和元年度久慈広域連合一般会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第5号 令和元年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第6号 会計年度任用職員の給与等に関する条例

日程第13 議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第14 議案第8号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

日程第15 議案第9号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて

出席議員（14名）

1 番	野 場 義 時君	2 番	森 田 幸 一君
3 番	小野寺 豊君	4 番	野 崎 泰 斗君
5 番	信 田 義 朋君	6 番	南 一 郎君
7 番	金 沢 秀 男君	8 番	下 館 岩 吉君
9 番	小 倉 利 之君	10 番	二 子 賢 一君
11 番	黒 沼 繁 樹君	12 番	泉 川 博 明君
13 番	佐々木 栄 幸君	14 番	城 内 仲 悦君

欠席議員（0名）

事務局職員出席者

書 記	外館 清和	書 記	大沢 克美
書 記	谷地 弘樹		

説明のための出席者

広域連合長	遠藤 譲一君	副広域連合長	水上 信宏君
副広域連合長	小田 祐士君	副広域連合長	柁屋 伸夫君
監査委員	小野寺健二君	事務局長	上有谷 満君
消 防 長	大粒来輝行君	会計管理者	長内 寿一君
消防次長	立白 勝君	消防次長	城内 和彦君
総務企画課長	下斗米洋之君	介護保険課長	橋本 藤雄君
衛生課長	中新井田理君	久慈消防署長	中屋敷 亨君
洋野消防署長	野中 修孝君		

午前10時00分 開会・開議

○議長（佐々木栄幸君） ただいまから第3回久慈広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（佐々木栄幸君） 諸般の報告をいたします。

広域連合長から議案の提出があり、お手元に配付しております。

次に、監査委員から現金出納検査結果報告4件及び定期監査報告1件が提出され、お手元に配付しております。

日程第1 会期の決定

○議長（佐々木栄幸君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日といた

したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木栄幸君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に信田義朋君、南一郎君を指名いたします。

日程第3 広域連合長施政方針演述

○議長（佐々木栄幸君） 日程第3、広域連合長施政方針演述であります。

遠藤広域連合長。

○広域連合長（遠藤譲一君） 第3回久慈広域連合議会定例会に提案しております、令和2年度一般会計予算を初めとする諸議案をご審議いただくに当たり、各施策の概要を申し述べ、住民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和初の新年を迎えましたが、東日本大震災及び令和元年台風第19号からの復旧・復興については、着実に進んでいるものと捉えております。今後におきましても、関係市町村と連携して全力を挙げて取り組んでまいります。

現在、我が国においては、少子高齢化による社会保障費が増加しております。関係市町村においても、財源の確保と社会保障関係経費への対応が大きな課題となっております。このような中、当広域連合においても、持続可能な行政サービスを提供するためには、事務事業の選択と集中が必要であると認識しております。

当広域連合は、介護、火葬、ごみ・し尿処理、消防の限られた共同処理事務の範囲ではありますが、担うべき役割を踏まえ、さらなる効果的・効率的な行財政運営に取り組んでまいります。

それでは、久慈広域連合広域計画に掲げる項目について、施策の進捗状況、成果、今後の課題等を踏まえて、令和2年度の施策の方向性等について申し上げます。

初めに、介護保険事業について申し上げます。

令和2年度は、第7期介護保険事業計画の最終年度に当たり、令和3年度を初年度とする第8期介護保険

事業計画の策定年度となることから、介護保険サービスの利用状況及び計画の進捗状況の検証並びに現在行っている介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の分析を行うとともに、制度改正に向けた国の動向を注視し、地域ニーズに応じた介護サービスの提供に向け、検討してまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにの基本理念の下、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進についても、関係市町村はもとより、保健、福祉、医療等関係機関と連携し、取り組みを推進してまいります。

介護保険料につきましては、消費税10%への引上げに合わせて、軽減強化を行っているところですが、軽減強化の財源が満年度化することに伴い、軽減強化の完全実施が予定されており、国の動向に注視し、保険料の軽減に努めてまいります。

このほか、介護保険制度の適正な運営に向け、事業計画や制度の周知、介護給付費適正化事業の推進、保険料の滞納解消に向けた取り組みに努めてまいります。

次に、衛生事業について申し上げます。

まず、ごみ処理事業につきましては、地球温暖化に伴う災害発生リスクの増加など気候変動への対応のため、低炭素社会の実現に向け、ごみの発生抑制と資源の有効利用への取り組みを強化するとともに、適正な施設の維持管理に努め、一層のライフサイクルコストの削減と、地域住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ってまいります。

次に、し尿処理事業については、公共下水道等、他の汚水処理事業と比較し、し尿処理手数料見直しの検討など住民負担のあり方を精査し、持続可能なし尿処理事業の確立に努めてまいります。

次に、これらの廃棄物処理事業における主要施設の整備方針については、し尿処理場は、現施設の後継施設として、新たに汚泥再生処理センターの整備を進めているところであり、新年度も引き続き、建設工事の進捗に努め、早期の供用開始に向け、鋭意取り組んでまいります。

また、ごみ焼却場も、引き続き、現施設の基幹改良工事など長寿命化を推進し、最終処分場は、容量が残り少ない状況にあることから、今後とも関係市町村と連携を図りながら、延命化などの諸方策について検討

を進めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

まず、火災予防についてであります。住宅用火災警報器の適切な維持管理の推進と大規模な火災につながりかねない林野火災の発生を抑制するため、広報活動や地域の巡回など警戒を強化し、火の取扱いについて注意喚起を行ってまいります。

また、本年4月から、重大な消防法令違反のある建物を公表することとなります。火災による被害を軽減するため、管内の違反対象物の早期是正を図るとともに、利用者が、建物の危険性に関する情報を基にその建物の利用について判断できるよう公表制度の適切な運用を推進してまいります。

次に、救急業務についてであります。高齢化の進展等により需要は増加しております。12誘導心電図伝送システムなどの救命資器材を有効に活用するとともに、現場活動の経験豊富な指導救命士による内部教育を行い、救急業務の質の向上を目指してまいります。

最後に、消防防災体制の充実強化についてですが、昨年に引き続き、岩手県防災航空隊への職員派遣と緊急消防援助隊への登録により、全国の消防機関との連携を強化し、消防相互応援体制の推進を図ってまいります。

また、近年多発する台風などによる豪雨災害に備え、水難救助資器材を全署所に整備すると共に、高速交通網の発達に伴う事故や危険物施設等における火災に対応するため、泡消火薬剤を整備するなど、大規模かつ多様化する災害に的確に対応できるよう、資器材を計画的に整備し、地域住民の負託に応えられるよう消防行政を推進してまいります。

以上、令和2年度の主な施策の方針を申し述べましたが、関係市町村と連携して、効率的な組織運営に努め、住民サービスを向上させ、安全で、安心な生活を確保するため、諸課題に取り組んでまいります。

改めまして、地域住民の皆様並びに議員各位におかれましては、今後とも久慈広域連合の運営に深いご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~

#### 日程第4 提案理由の説明・総括質疑

○議長（佐々木栄幸君） 日程第4、議案第1号から議案第10号まで並びに報告第1号及び報告第2号を

一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

遠藤広域連合長。

**○広域連合長（遠藤謙一君）** 提案をいたしました議案第10号は人事案件でありますので、私からご説明を申し上げ、議員各位のご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

本案は、広域連合規約第16条第2項の規定により、識見を有する者から選任する監査委員に石渡高雄氏を選任いたしたくご提案申し上げるものであります。

石渡氏の経歴につきましては、議案に付しております経歴書のとおりであります。旧山形村、久慈市において議会議員や各種団体の監事などを歴任し、平成22年に久慈市の監査委員に就任され、現在に至るまで務めており、監査業務につきまして豊富な経験を有する方でございます。

申し上げるまでもなく監査委員は、財務管理及び事業の経営管理について監査する重要な職務であり、石渡氏は誠実なお人柄と公正な識見を有していることから、監査委員の適任者としてご提案申し上げるものであります。

何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 上有谷事務局長。

**○事務局長（上有谷満君）** 私からは人事案件を除く議案9件の提案理由及び報告2件についてご説明申し上げます。

まず、議案第1号「令和2年度久慈広域連合一般会計予算」について申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算であります。予算の総額を歳入歳出それぞれ80億556万2,000円に定めようとするものであります。この予算規模は、前年度予算額と比較いたしまして14億278万8,000円、21.2%の増となっております。

次に、5ページをお開き願います。

歳入の主な項目について、前年度予算額との比較で申し上げます。

分担金及び負担金は、12億5,485万3,000円、23.1%の増。

使用料及び手数料は、39万4,000円、0.2%の減。

国庫支出金は、1億3,586万円、15.1%の増、これは主に汚泥再生処理センター建設事業によるものであります。

県支出金は、1,095万1,000円、249.9%の増。

財産収入は、98万6,000円、3.3%の増。

諸収入は、53万2,000円、4.7%の増。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

歳出であります。目的別に主な項目について申し上げます。

総務費は、19万2,000円、0.3%の増、主に職員給与及び会計年度任用職員経費の増によるものであります。

民生費は、9,191万9,000円、9.2%の増、主に第7期介護保険事業計画に伴う介護保険特別会計への介護給付費繰出金の増によるものであります。

衛生費は、13億484万6,000円、31.1%の増、主に汚泥再生処理センター建設事業及びし尿収集運搬経費によるものであります。

消防費は、776万円、0.6%の増、主に職員給与費の増によるものであります。

以上のほか、第2条及び第3条において一時借入金の借入れ最高額、同一款内での流用できる経費について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第2号「令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計予算」について、申し上げます。

予算書の33ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算であります。予算の総額を歳入歳出それぞれ69億2,317万6,000円に定めようとするものであります。この予算規模は、前年度予算額と比較いたしまして2億7,441万円、4.1%の増となっております。

37ページをお開き願います。

歳入の主な項目について、前年度予算額との比較で申し上げます。

保険料は、3,205万4,000円、2.5%の減であります。これは主に低所得者介護保険料軽減強化に伴う減であります。

国庫支出金は、6,885万4,000円、4.0%の増。

支払基金交付金は、7,247万2,000円、4.2%の増。

県支出金は、4,422万7,000円、4.6%の増であります。これらは保険給付費の増加に伴う国、県及び第2号被保険者の負担金の見込み増によるものであります。

す。

繰入金は、1億2,113万8,000円、12.3%の増であります。これは保険給付費等の増額に伴う一般会計繰入金及び低所得者への介護保険料軽減措置に伴う繰入金の増によるものであります。

次に、38ページ、39ページをお開き願います。

歳出の主な項目について、前年度予算額との比較で申し上げます。

介護総務費は、1,454万8,000円、14.6%の増であります。これは第8期介護保険事業計画策定に伴う印刷製本費等経費の増によるものであります。

保険給付費は、2億7,159万8,000円、4.5%の増であります。これは第7期介護保険事業計画に基づく給付費見込額の増によるものであります。

地域支援事業費は、1,191万8,000円、2.4%の減、これは主に介護予防・日常生活支援総合事業実施見込みによる減であります。

33ページにお戻りいただきまして、第2条、歳出予算の流用であります。保険給付費等の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合、また、地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合、同一款内において流用ができるよう定めようとするものであります。

次に、議案第3号「令和元年度久慈広域連合一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。この補正予算は令和元年台風19号により被災した廃棄物処理施設及び消防車両の復旧を速やかに進める必要があり、災害復旧に係る経費を計上するため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであります。

1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正は、規定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ508万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,174万9,000円にしたものであります。

款及び項の補正は2ページ、3ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、議案第4号「令和元年度久慈広域連合一般会計補正予算（第3号）」であります。第1条、歳入歳出予算の補正は、規定の予算額から歳入歳出それぞれ3,271万2,000円を減額し、補正後の予算総額を66億3,903万7,000円にしようとするものであります。

補正の内容であります。歳入につきましては2ページのとおり、使用料及び手数料増額、分担金及び負担金、国庫支出金及び県支出金を減額し、歳出につきましては3ページのとおり総務費、衛生費を減額。民生費、消防費を増額しようとするものであります。

次に、第2条、繰越明許費であります。4ページ第2表のとおり、汚泥再生処理センター建設事業について、事業費を翌年度に繰越ししようとするものであります。

次に、議案第5号「令和元年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）」であります。今回の補正は1ページのとおり規定の予算額に歳入歳出それぞれ1億6,791万4,000円を追加し、補正後の予算総額を69億1,066万1,000円にしようとするものであります。

補正の内容であります。歳入につきましては2ページのとおり保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を増額し、歳出につきましては3ページのとおり、保険給付費を増額、介護総務費、地域支援事業費を減額しようとするものであります。

次に、議案第6号「会計年度任用職員の給与等に関する条例」であります。この条例は地方公務員法第2条第5項及び地方公営企業法の労働関係に関する法律附則第5項において準用する地方公営企業法第38条第4項の規定により、会計年度任用職員の給料及びその他の給与、勤務時間、その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第7号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に関する関係条例の整備に関する条例」であります。この条例は地方公務員及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第8号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し、議決を求めることについて」であります。本案は令和2年3月31日をもって盛岡市矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及びこれに伴う岩手県の市町村総合事務組合規約の一部変更に関し、所要の手続を経ようとするものであります。

次に、議案第9号「岩手県市町村総合事務組合の財

産処分協議に関し議決を求めることについて」であります。本件は、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分に関し、所要の手続を経ようとするものであります。

次に、報告第1号「久慈広域連合監査委員条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について」であります。本件は地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備をする必要が生じたことから久慈広域連合監査委員条例の一部を改正する条例について地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号「職員の自動車事故に関する損害賠償事件に関する専決処分の報告について」であります。本件は、令和元年10月7日久慈市十八日町付近交差点において、公用車が右折レーンへ車線変更しようとした際、左サイドミラーが停車していた相手方の保有する車両に接触し、車体右リアゲート部を損傷させたものであります。この事故に係る損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したので同条第2項の規定により報告するものであります。

これまでも、交通安全につきましては日頃から指導を行っているところでありますが、今後とも周囲の状況を確認するなど、安全な運転を行うよう指導してまいります。

以上で、議案の提案理由及び報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 上有谷事務局長。

**○事務局長（上有谷満君）** 議案第6号の説明の中でございますが、この条例は地方公務員法2条とご説明申し上げましたが、24条の誤りでございますので、ご訂正申し上げます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** これより、提出議案等に対する総括質疑に入ります。

質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 第4号の、補正予算第3号ですが、繰越明許が清掃費で出てますけど、これ汚泥センター分だと思んですが、この分にこの事業が遅れたことになったもの、それから例えばこないだの遺

跡の関係のこととか、そういったことがあって、この繰越明許なのか、そして今後の見通しについてお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** こちらの繰越明許費につきましては、発掘調査、遺跡の発掘調査のほうで6カ月期間がかかったということと、あとは造成工事が冬期にかかるということで、3カ月の期間が必要になるということで併せて9カ月の工期の遅れが出るということで、今、令和3年12月完成予定ということで事業を進めております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** トータル9カ月の遅れというのは最終的な完成には、完成時期がずれるということにはならないんですか、どうなんでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** 当初の計画であれば、令和3年4月の稼働の予定ということでしたけども、9カ月遅れということで令和4年1月の稼働になります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

~~~~~

日程第5 議案第10号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第5、議案第10号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

ただいまの議案に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議案第10号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は同意することに決定しました。

ここで、広域連合長から監査委員の紹介のための発言を求められておりますので、これを許します。

遠藤広域連合長。

○広域連合長（遠藤譲一君） ご提案いたしました人事案件につきましてご同意を賜りまして、誠にあり

がとうございます。

つきましては、議会のご了解をいただきまして、石渡高雄氏からご挨拶をさせていただきたいと存じますので、議長のお取り計らいをよろしく願いいたします。

○議長（佐々木栄幸君） ただいま広域連合長から申し出がありましたので、当職においてこれを許します。

石渡高雄君。

○監査委員（石渡高雄君） 一言ご挨拶を述べさせていただきます。

私は、久慈市山形町に住んでおります石渡高雄と申します。農林業を営んでおります。

ただいま、監査委員としてご承認を頂きまして、誠にありがとうございます。

久慈市の監査委員を務めさせていただいていることからお話をいただいたものと思っております。元より浅学非才であり、広域連合のことに關しましても全戸に配布されます広報を読んでいる程度でございます。責任の重大さに身の引き締まる思いが致しております。今後研さんに努め、議選の野崎議員さん、そして監査事務局職員と一緒に役割を果たしてまいりたいと思っております。

ご臨席の皆様方のご指導、ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。御礼のご挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

~~~~~

## 日程第6 一般質問

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第6、一般質問を行います。

順次質問を許します。14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 日本共産党の城内仲悦であります。第3回久慈広域連合議会定例会に当たり、広域連合長に対し、一般質問を行います。

通告の順に従い、順次質問します。

質問の第1は、連合長の施政方針演述についてであります。

第1点目は、消費税10%への増税に伴い、介護保険料も第1段階から第3段階までの低所得者の軽減強化の財源が満年度化することにより、今年度と来年度の2回に分けて減税するとのことあります。

そこで、来年度の軽減時期と減税額についてお尋ねします。

第2点目ですが、演述ではごみ処理事業について低炭素社会の実現に向け、ごみの発生抑制と資源の有効利用への取組を強化することにしてはいますが、具体策を示していただきたい。

第3点目は、火災予防について4月から重大な消防法令違反のある建物を公表することとしていますが、具体的な取組方を示していただきたい。

第4点目は、救急業務について、12誘導心電図伝送システムなどの救命機材を有効に活用すること、指導救命士による内部教育を行い、救急業務の質の向上を目指すとしていますが、とても大事なことであります。具体的な取組内容についてお示しいただきたい。

ちなみに、指導救命士は何人なのかお聞かせください。

第5点は、消防防災対策の充実強化についてであります。多発する台風、大型化する台風に対する対策は喫緊の課題であります。具体的な取組の対応についてお示しいただきたい。

質問の第2は、衛生費の各項の委託料についてであります。この問題は、第2回定例会でも取上げている課題であります。

第1点目は、2019年度における火葬衛生費、ごみ償却処理費、粗大ごみ処理費、それぞれの委託料の予定価格と落札率を示していただきたい。

第2点目は、さきの議会で委託契約を平成23年度から随意契約で行ってきたという答弁をいただいておりますが、今年度2019年度も同じ形態で行われたのかをお尋ねします。

第3点目は、委託契約の改善についてであります。

透明性の強化や、経費節減のためにも指名競争入札方式の導入を図るべきではありませんか、ご所見をお聞かせいただきたい。

第4点目は、さきの議会で、委託先の賃金実態について、聞き取り調査を行い、知らせしてほしいという質問に対し、上有谷事務局長からは検討させていただくと答弁いただいておりますが、検討結果についてお尋ねをいたします。

質問の第3は、介護保険の要介護認定で所得税等の障害者控除が受けられることについてであります。

第1点目は、65歳以上で要介護認定を受けている人

は障害者手帳を持っていなくてもそれぞれの市町村から障害者控除対象者認定書を受けることが可能であるとの新聞報道がありますが、可能であると捉えていますか、お尋ねします。

第2点目は、障害者控除対象者認定書には、普通障害と特別障害があると伺っていますが、そのとおりでしょうか、お尋ねします。

第3点目は、認定基準日はその年の12月31日となっており、最大5年間遡って控除が受けられることになっていますが、そのようになっていますか、お尋ねします。

第4点目は、その制度をいかに被保険者に周知するかであります。

介護保険者である広域連合が介護認定で障害者控除、所得税、介護保険料軽減できる、このことを市町村とでしっかりと連携して被保険者に対し情報の発信をしていただきたく考えておりますが、ご所見をお聞かせください。

以上で登壇しての質問を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 遠藤広域連合長。

**○広域連合長（遠藤譲一君）** 城内仲悦議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、連合長施政方針演述についてお答えいたします。

まず、低所得者の軽減強化に係る来年度の軽減時期と額についてであります。低所得者の軽減強化の完全実施については、今年度末に政令が改正される予定であり、政令公布後に保険料軽減を反映した介護保険条例の改正を予定しております。

なお、令和元年度の低所得者の保険料軽減額は、年額で第1段階が5,400円、第2段階が7,080円、第3段階が1,800円となっております。

次に、ごみの発生抑制と資源の有効利用への取組の具体策についてであります。平成28年1月から小型家電リサイクル、平成29年1月から雑がみリサイクル、平成30年10月からビン類の資源化物回収対象の拡充、平成31年3月から久慈地区粗大ごみ処理場にアルミ選別機を導入し破碎アルミの回収、令和元年8月から小型充電式電池の回収を行っているところであります。

今後は、廃棄物処理施設に搬入されているごみの状況などを調査し、資源物が適正に排出されるよう、関係市町村と連携して、ごみの発生抑制と資源の有効利

用に取り組んでまいります。

次に、重大な消防法令違反のある防火対象物の公表についての具体的な取組方についてであります。この公表制度は、建物の利用者が自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるようにするものであります。そのため、建物の違反を是正することが重要であります。昨年の条例改正から重点的に違反の是正に取り組んでおり、4月以降におきましても、利用者が安心して建物を利用できるよう公表制度の適正な運用を推進していくとともに、引き続き違反是正に努めてまいります。

次に、救急業務の質を向上させるための具体的な取組についてであります。現在2人の指導救命士がおり、1名ずつ各消防署に配置しているところであります。指導救命士は、救急救命士が実施した救急救命処置の内容について、医師とともに事後検証を行い、その結果を基に、一般救急隊員等に対する指導を行っております。また、久慈地域メディカルコントロール協議会において症例検討会を開催し、12誘導心電図伝送システム実施症例等の検証を行うとともに、専門医師からの助言を頂き、救急救命士の技能向上と救急業務全体の質の向上を図ってまいります。

次に、消防防災体制の充実強化の具体的な取組についてであります。大規模災害に備え、関係市町村が実施する防災訓練に参加することにより、災害対策本部との連絡体制の確認を行い、情報共有や各種応援要請が円滑に行える体制を整備するほか、地域における自主防災組織の結成や育成強化を図るため指導者を育成し、有事の際の対応力強化を図ってまいります。

また、近年多発する台風などの豪雨災害に備え、ドライスーツなどの水難救助資機材を計画的に整備すると共に台風災害を想定したボート取扱い訓練を実施するなど、有事に備えてまいります。

次に、衛生費の各項の委託料についてお答えをいたします。

まず、2019年度における、火葬衛生費、ごみ焼却処理費、粗大ごみ処理費の予定価格とそれぞれの落札率についてであります。施設ごとにお答えをいたします。

火葬場は平成28年4月から令和3年3月までの指定管理を行っており、平成27年10月に募集要項で公表した価格は1年間当たり2,825万円であります。また、プロポーザル方式で指定管理者を決定しておりますの

で落札率はありますが、指定管理料は公表価格と同額であります。

次に、ごみ焼却場は2年間の長期継続契約であり、予定価格は2億1,625万4,880円であり、落札率は99.12%であります。

次に、粗大ごみ処理場は3年間の長期継続契約であり、予定価格は1億3,238万2,080円であり、落札率は96.33%であります。

次に、再資源化処理場は3年間の長期継続契約であり、予定価格は6,950万6,640円であり、落札率は86.70%であります。

次に、今年度の契約形態についてであります、ごみ焼却場、粗大ごみ処理場、再資源化処理場ともに随意契約で執行しております。

次に、新年度の発注方式についてであります、現在のごみ焼却場の契約は令和3年4月まで、粗大ごみ処理場及び再資源化処理場の契約は令和4年5月までとなっており、新規契約する際は改めて発注方式について検討してまいります。

次に、賃金実態の聞き取りについての検討結果であります、関係市町村から業務委託及び指定管理に係る従事者の賃金実態調査は行っていないと伺っていることから、今後、当該調査の必要性について、関係市町村と協議してまいります。

最後に、介護保険の要介護認定で税の障害者控除が受けられることについてお答えをいたします。

まず、65歳以上の要介護認定者は、障害者手帳を持っていなくても、障害者控除対象者認定書を受けることが可能かについてであります、市町村により取扱いが異なりますが、一定の条件を満たす場合に限り、市町村長から認定書を受けることが可能であると認識しております。

次に、認定書には、普通障害と特別障害があるかについてであります、交付される認定書には、障害者と特別障害者の区分があると認識しております。

次に、認定基準日はその年の12月31日で、最大5年間遡って控除が受けられるかであり、認定基準日は、控除を受けようとする所得の生じた年の12月31日であると久慈市福祉事務所から伺っているところであります。

また、所得控除につきましては、障害者控除対象者認定書が交付された場合、所得税法及び地方税法によ

り5年間遡って受けられると久慈税務署及び久慈市税務課から伺っているところであります。

次に、市町村と連携の上、制度周知を行うべきとのことでありますが、障害者・特別障害者であることの認定は市町村長の事務とされているところであり、制度の周知に関しては、関係市町村においてホームページ並びに広報等で行われていると伺っております。なお、当広域連合といたしましても関係市町村と連携し、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上で、城内仲党議員に対する私からの答弁を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 答弁ありがとうございます。

最初、この大きな3番目の介護保険の要介護認定で障害者控除が受けられるということですが、ほとんどそのとおりだという答弁をいただきました。

当然、しようとして提示したわけですけど、これ日本共産党が発行している赤旗日曜版という新聞の今年1月19日号です。私、これ見て、そういうことがあると認識してなかったんですね。そういった意味で要介護認定で障害者控除ということで、認定受けたことによって、その方が例えば共済年金とかそれから社会保険、厚生年金、毎年源泉徴収が各団体来ますよね、そうするとその方が幾ら所得税払っているのかわかりますから、そういう方が当然介護認定受けると障害者控除の対象になるわけです。

そういった意味で、今、連合長から市町村と連携を取っていきたいということで周知に努めていききたいという答弁ありました。そこ大事だと思うんですね。やっぱり認定をするのが広域連合ですから、そのときにこういうことがありますよということはやっぱりどこかを通じて、お知らせをすると、その方が当然認識した上で、自分が所得税納めたのであれば当然還付請求できますから、そういったことができると思うんで、そういう連携を取りながら、ぜひ周知をしていただきたいと思います。再度お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 周知につきましては、連合長答弁のとおり市町村と連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** いずれ介護認定を、あなたが1ですよ、2ですよ、段階ありますけど、そのときにやっぱりその人を認識するのが一番大事だと思うんで、その点やっぱり連合長、広域連合が、ぜひ積極的に市町村と連携をして、ぜひ周知徹底を図ってそういう方々が控除できるように、少しでもこういった制度を知るということは本人にとっては節税になりますし、本当にここでいうと、この方はハートミアさんって83歳の人ですけど、5年間遡って29万円の還付を受けたというふうに載ってます。さらに障害手帳がなくても、申請したら何とかなったということ、それから認知症の妻も認められたということが載ってますので、この資料は皆さんにも差し上げますから、ぜひ大いに声を出していただきたいなと思います。

次に、消費税増税は大変問題なんですけども、しかしこれを財源にして2年間にわたって、2回に分けて減税するということになりましたが、先ほどの答弁では今年度は第1段階で5,400円、2段階で7,080円、3段階で1,800円減税になったということでありました。当然新年度においても当然先ほど答弁あったように3月31日の税制改正に基づいて、新年度をやられるかと思うんですが、昨年度は5月か6月あたりにそういったことがやれたというふうに認識しておりますけども、新年度においてもこの程度の額、そして時期、5月か6月というふうに捉えてよろしいでしょうか。お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 先ほど連合長から答弁あったとおり、去年は10月からの消費税アップの際、単純に0.5といいますか半分減額したものでございますので、今年度といいますか来年度は残りのものを減額するというふうに認識しております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 時期は5月か6月でよろしいですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 失礼いたしました。

時期につきましては、先ほど連合長から答弁ありましたとおり政令改正なされた時期によりまして、今年

度31年の3月29日に改正になっておりましたので、これで行きますと今年度もこれぐらいの時期に改正の通知が来た場合、大体5月ぐらいの予定になるのかなというふうに考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** わかりました。ありがとうございました。

次に、救急業務について12誘導心電図等使っているんだということで非常に有効に生かしているという答弁ありました。

指導救命士が今2名しかいないということなわけですけども、今、たしか久慈と洋野町に配置しているというふうに伺ってますが、これやっぱり全署所に配置するという計画になっているのかどうか、その計画があれば、お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 立白消防次長。

**○消防次長（立白勝君）** ただいまのご質問でございますけども、救命士も計画的に養成しております。城内議員おっしゃるとおり、現在2名だけの指導救命士となっておりますけども、今後、令和3年以降救命士と同じように指導救命士も、計画的に養成をして各署所に最終的に配置するというふうな考えでございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** これね、人の配置ですから結構年数かかると思うんですけども、どの程度の、毎年度1名2名増やしていくんですか、それともいつまでに全署に配置する計画ですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 立白消防次長。

**○消防次長（立白勝君）** 各署所に1名最低でも配置したいと考えておりますけども、現時点では、まず令和3年に3人目を養成します。それ以降につきましては、今後消防本部として、計画的に計画していきたいと考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 次に、契約についてですが随意契約を今後検討していきたいというふうに答弁あったんですけど、令和3年4年追っていけばですが、そのときに指名競争入札も検討していくという、捉え

ていいでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** まず運転管理委託業務につきましては、各施設の維持管理は専門性が高いということで指名競争入札に適さないということで今まで随意契約のほう行ってきたということでありますけれども、そちらのほうも知識や技術、経験などを有する業者があるのであれば、そちらのほうに入札をかけてというのでも考えられるといいますけれども、ただ以前指名競争入札をしたときに適正に処理できなかった業者等も中にはございますので、そこについては慎重に検討してまいりたいと思います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 指名競争入札といえば、そういった資格のある人をきちっと指名するわけですから、その辺を検討しながら、前にたしかありました、そういう時期、1回やって、途中で何か投げ出したような業者もいましたから、そういった意味ではまずいと思うんですけども、しかしこの随意契約で落札率がさつき九十九、何%ってありましたが、そういった中で非常に落札率が高いと、そういった中で前回の会議でも働いている人たちの賃金に、それが適切に生かされていないということがわかったわけですけども、そういった意味では公契約条例を作って早く、改善を図ってほしいという要求を出してきました。例えば今、私が持っている相模原市のこういう公契約非常に適切な労働者の市民生活を守ることになっています。条例見ますと、相模原市が発注する工事請負や業務委託に関する契約等において、作業される労働者の賃金の下限額を定め、一定の報酬を保証することで労働者の労働意欲を高め、事務や事業の質を向上させ、最終的には市民が安心して心豊かに暮らせる市民生活の実現を目指すものだというふうに第1条に書いている公契約条例ができております。そういった意味では非常に、例えば、労働報酬下限額、特殊作業員で時給2,745円、日額2万1,960円というふうになっています。

先ほど答弁があったんですけど、答弁を求めたいと思うんですが、いわゆる設計額、制度設計をして単価を決めているわけですが、以前例えばごみ焼却場の場合は以前頂いた資料では、所長が1万8,100円、これ日額だと思うんですけどね。それと副所長が1万5,900円、班長が1万5,900円、運転士が1万5,300円、

計量が1万3,200円となっております。いわゆる新年度予算の関係でいうと、制度設計でいうと、この金額は予算書を見てもそうなんですけども、アップになると思うんですが、2020年度予算における設計は現時点で答弁できるのか。できなければ2019年度の制度設計の分の金額をちょっと示していただきたいと思います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** まず今年度契約した人件費の設計単価でございますけども、総括責任者が1万8,800円、副総括責任者が1万6,600円、班長が1万6,600円、技術員が1万6,000円、事務員が1万3,800円、投入監視員が1万3,800円となっております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 今申し上げた相模原市で既に実施しているこの公契約条例によれば、公共設計単価の90%を大体設定しているんですね。そうしますと、第2回の定例会議でも指摘したように、実際は非常に安い賃金が支払われるという実態があるわけです。先ほどまだ調べる意思がないというふうに、あるいは市町村で調べないというふうな答弁あったんですけども、これは調べる意思があればできるわけで、確かに公契約条例があれば当然できますけども、なくても発注者である連合が調査することは私、可能だと思うんですね。そしてやっぱりさつき答弁あったとおり、設計額が99%、96%の落札率、これでいうと1万8,800円、運転技術で1万6,000円、その方たちの9割方、これ満額を頂いたのと現在支給された金額を見ると100万以上年間違うんですよ。やはり、公が委託して仕事をしていただく、そしてそこに働く人たちは適正な設計価格、満額払えとは言いませんよ、ここでは9割と言ってるんです、相模原市では。そうやって労働者の生活を守りなさいって言ってるんです。

連合としても、やっぱり委託してのような国からもくる予算だし、市民から取ってる税金を使って予算化してそれで発注をしているわけです。そして適正な価格であなた方設計単価組んでる。しかも国とか国土交通省様々な、そこらの設計単価が出る。その設計単価の99%で負担した人たちが、業者が働いている人には、年額100万円をね、切り離している状況であると私はやっぱりいけないと思うんです。久慈市もまだはつきり言って公契約できてません、八戸市ではこない

だデーリー東北では来年度に向けて考えたいという、検討したいと言ってました。やっぱり何年かかかるんですよね、作ろうと思えば。やっぱりこれを作った上で、公契約を作りながら、きちんとやっぱり労働者の生活を守っていくというのは極めて大事なわけで、まさにブラック企業を公共団体が作っていくというのは間違いだと思う。私は、おかしいと思うんですよ。あなた方はちゃんと設計単価を組んでやってる。99%の落札率だ、ところが給料は実際そんなに払われていない。私の聞いたところではボーナスも1カ月しか出てませんよ。公務員は4.3、4カ月ほど出てるじゃないですか、公務員は。月額給料抑えたら例えばボーナスを3カ月出すとか、そうやって年間の、しっかりした所得を確保させていく、そういうことが大事じゃないでしょうか。そういう設計単価を組んでおきながら、その辺の調査もしない、私は非常に発注する側の態度として、そこは改めていただいて、聞き取りをして何ぼ払いなさいとはまだ言えないと思う、公契約条例ないわけですから、しかし実態は、ちゃんととらまえていく必要があると思うんですが、私が今言ったような実態がちゃんとあるんで、ぜひあなた方も引き続き調査をして、どういう賃金が払われているのか、そこをやっぱり聞いて、明らかにしていただく必要がある。まずそこをスタートさせてほしいんですがいかがでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** まずこちらの賃金の聞き取りについてでございますけども、これは雇用主と被用者との雇用契約ということで個人情報ということでこちらのほうでまず問い合わせをできるかどうかということで確認をしましたところ、その分についてはやはり個人情報なので開示できないというようなお話がございましたので、調査のほうは難しいものとおっております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 個人情報で逃げますけども、実はそんなこと言いますけどもね、それができないんだったらやっぱりきちんと公契約条例作っていただきたいんですが、きちんと、これは花巻の公契約条例ですけれども、ちゃんと報告書出すことになってるんです、調査票。例えばこの人は賃金支払い状況報告書というのが付いているんですよ。公契約条例がないから

できなくて、こういうことができてる。しかしまだ現在に係る市町村も持っていない。ここは久慈市にいろんな形で準じるといういろんなこと決めてますけど、それを久慈市がやれば当然やらなきゃならないわけですが、ちゃんと、従業員の名前と1時間あたりの賃金と全部報告するようになってるんですよ。個人情報って、これは現時点でそうかもしれませんが、こうやって公契約条例を作ることによってちゃんと状況、報告書によってわかるわけです。したがって一定の賃金額を保証しなさいっていう、してほしいということを決めているわけですから、ぜひ、現時点でできないんでなくてやっぱりそこはきちっと要請をして、こういうことが公契約条例がないから出せないのか、公契約条例が出れば当然義務として出さなきゃなんない、これ、そういう契約ですから。ぜひ、働いている人の実態を調査をして改善図るにはやっぱり発注者が、やっぱり公の機関として、きちんとやっぱり自分たちが設計組んで発注をして99%の落札になっている、じゃ、その給料がどうだということ、やっぱりちゃんとね、調べる必要あるんじゃないですか、発注者として。それは雇用形態は雇用形態で当然その現状ですよ、しかし発注者としてはやっぱりそういったとらまえ方をしていないと、せっかくよい価格で設計単価でやっているのに、99%落札してちゃんと事業所に入っているのに、そこに働いている労働者にはその金がいていないと。極めて問題じゃないですかね。ここまで明らかになっている中で、公契約条例があれば一番いいわけです。ないんだからそういうことになりますけど、しかしそういったことは、発注者として実態を調査するというのは私は必要だと思うんですがいかがですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** 今の契約の中にはそういう報告をする義務というものは載っておりませんので、相手のほうから開示ができないということで回答を得ております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** そしたら、委託契約するときその契約の案の中にそういう条項入れりゃいいでしょ。随意契約でやってんですから、今まで。随意契約の中でその契約書の中に賃金はちゃんと報告出すことというような条項を契約の中に入れれば可能じゃないですか。それをやってないから、ちゃんときちん

と、契約の中に入れていただいてやるということも可能だと思うんですが、そういう契約の改善も当面考えていただきたいんですが、いかがですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** まず契約の中にそういう条項を入れられるかどうかについては別途検討をさせていただきたいと思います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 入れるかと、入れられるわけですよ、当然。あなた方が考えればいいことです。設計を組む、設計も組んでいるでしょう。あなた方設計組んでいるわけだから。そして設計組んで今随意契約やってきてる中でその契約する中ではそういう、こういう条項がない、今のところ公契約条例もない中ではだからその契約の中に、ぜひ、これ検討して当面、一日も早くですよ、公契約条例を作ってほしいんですが、それができるような、やっぱりそういう契約の中に賃金実態を報告せえというような項目を入れていただいて、賃金支払い状況等報告書、元請用ってなってますからね、こういった当然下請前でしょうから元請用ってなってますけど、そういった形でぜひ検討していただいて、調査できるようにすべきだと思うんですが、事務局長、どうですか、あなた方前回検討するって先ほどの答弁ですけど、そういった契約の契約書の改善すべきだと思うんですが、ぜひ検討いただきたいのですが。

**○議長（佐々木栄幸君）** 上有谷事務局長。

**○事務局長（上有谷満君）** 今まで課長から答弁申し上げたとおりでございます。公契約条例のない中では先ほど課長が答弁申し上げたとおり、個人情報という壁もございます。あとは、契約条項の中にも今言ったとおり入っていないというところがございますので、先ほど課長が答弁申し上げましたとおり、いずれその条項に入れられるのか入れられないのか、仮に入れられたとして聞いたとしてその後の数値の、その金額の取扱い方は当然極秘となるものだろうなとは思いますが。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 極秘じゃないんです、そういうのは。契約設計単価というのがあってそして落札額が明らかになって、賃金が幾らかっていうのは、当然あなた方が発注者としてできるわけで、ぜひ検討し

ていただいて、今現在はそういう契約になってないので、そういう契約にしていくことをぜひ検討していただいて、議会があと秋までないですけど、いずれどっかで、聞く機会あると思うんですけど、いずれ契約のあり方の再検討して、そういったことも賃金の実態報告の状況も、労働状況においても聞き取れるようなそういう契約にさせていただきたいと思うんですが、ご検討いただきたいのがいかがですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 上有谷事務局長。

**○事務局長（上有谷満君）** いずれその条項に入れられるかどうか、いずれ検討をさせていただきます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 時間ですけど、いずれぜひ、既に公契約は先達で出て、そしてそこで働いている労働者の方がきちんと保護されて安心して暮らすことができる賃金をその地域の中でその仕事で、安心して暮らせる市民生活実現を目指すものということになっています。そういった意味ではぜひそういう立場に立って、ご検討いただいて、実現を求めることをぜひ強く要求しておきたいと思います。まずは契約のあり方、それから一日も早く公契約条例を作って、労働者の保護をきちんとしていくと、ブラック企業を作らないという立場で、私は対応していただきたいと思います。その点を強く要望して、要求して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を打ち切ります。

次に、6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** 通告に従いまして質問をさせていただきます。

中国湖北省武漢を中心に新型コロナウイルスによる肺炎患者が蔓延し、世界規模で急速に拡大しております。新型コロナウイルス肺炎による2月4日時点での死者数は425人、感染者数は2万人を超えたとのこととさらに増える予想となっております。感染は中国国外では少なくとも23カ国が感染が確認されております。日本国内においても感染者が確認されており、感染拡大が危惧されております。また、コロナウイルスはアルコールに弱いとされていますが、ワクチン等の徹底的な予防、防止対策も確立されていないとすることで住民不安は尽きないところであります。いつどこで発生しても不思議ではない危機的状況と考えます。万が一

の事態に備えた体制づくりが重要と考えます。

そこで、久慈地域における当該感染症の対応について伺います。

1、救急隊における装備や安全確保等の感染症対応について。

2、医療機関の感染症対応について。

3、住民に対する感染症指導等対応について伺います。

次に、汚泥再生処理センター整備事業の進捗課題内容について伺います。

上水道の引込みについては水圧不足の解消を図るため、ポンプ場建設用地のうち2筆の交渉中とのことですが、交渉主体、立地状況や建設規模、内容等について伺います。

また、工事期間については9か月後ろ倒しとのことですが、その工程について伺います。

以上であります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 遠藤広域連合長。

**○広域連合長（遠藤譲一君）** 南一郎議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、感染症対策についてお答えをいたします。

まず、救急隊における装備や安全確保等の感染症対策についてであります。マスクを初めとした各種装備品を増強したところであり、総務省消防庁から示された標準感染予防策を職員に周知徹底しているほか、関係機関との連絡体制を密にし、有事の際は久慈保健所から助言を得ながら対応することとしているところでもあります。

次に、医療機関の感染症対応についてであります。感染症指定医療機関である岩手県立久慈病院に確認したところ、国の指針に基づき、消防機関と同程度の標準感染予防策により対応すると伺っているところでもあります。

次に、住民に対する感染症指導対応についてであります。国及び県においては、ホームページなどで新型コロナウイルスに関する最新情報を随時発信し、注意喚起をされており、久慈保健所には相談窓口が設置され、感染症の対策を実施していると伺っております。

最後に、汚泥再生処理センターの進捗状況についてお答えをいたします。

まず、上水道の引込みに係るポンプ場建設の用地交渉における交渉主体、立地状況や建設規模、内容等に

ついてであります。交渉主体は久慈広域連合であり、それぞれの土地所有者と交渉しており、立地状況は地目が原野と山林であり、原野は平場、山林は傾斜がついていることから切土、盛土が必要な状況であります。

また、建設規模は、敷地面積が約100平方メートル、建屋はおおよそ4メートル四方、流量は1時間当たり約2立方メートルの施設で検討を進めているところであります。

次に、工事期間が9か月後ろ倒しとなった工程についてであります。まず、工期については、埋蔵文化財調査により6か月間の工事中止、埋蔵文化財調査に伴う掘削箇所の埋戻しや、造成工事が冬季にかかることにより3か月間の遅れが発生することから、工期を令和3年12月まで延長する予定であります。

また、工程については、令和元年11月から令和2年5月まで造成工事、令和2年5月から令和3年8月まで建物工事、令和3年1月から令和3年8月まで処理設備工事、令和3年6月から令和3年9月まで外構工事、令和3年9月から令和3年12月まで試運転調整を行う予定であります。

以上で、南一郎議員に対する私からの答弁を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を許します。

6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** 丁寧な答弁ありがとうございました。

1週間、4日時点での感染状況といいますか、それについては1週間で約倍の感染者に増えておるように思っております。

また、その対応についての影響、当地域の影響であります。マスク等ほとんど市販のものは皆無のような状況となっております。この地域においても有事の際の備えというものが、各対応する救急隊員だったり、対応する隊員の安全確保の面、それから装備の面等についてももう少し内容をお知らせ願いたいと思います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 立白消防次長。

**○消防次長（立白勝君）** まず安全対策についてでございますけれども、今、連合長からもお話があったように、通常の感染防止対策で現在のところは対応して可能であるというふうに伺っております。

備蓄に関しましては、2月1日現在ではございます

けども、消防本部としてマイクロガードといいましてつなぎの感染防止衣になりますけども、これを約400着、あとはサージカルマスク、通常使っているマスクになりますけども、これが3,400枚、N95といいましてサージカルマスクよりさらに感染を防止できるマスクがありますけども、立体的なマスクなんですけども、これがおよそ2,700枚、あとゴーグルが155個、個人装備としてセットのものが9セットです、これらを1つの袋にまとめたやつが9セットというふうな感じで備蓄しております。

それ以外に、通常の久慈消防署、洋野消防署管内での使用しております感染防止につきましても、2月1日現在で通常の感染防止上着が170着、ズボンが41着、サージカルマスクが3,450枚と、N95のマスクが80枚、グローブが100枚入ってますけども、これが大体40箱、あとゴーグルが10個、あとシューズカバー等が300枚というような感じで在庫備蓄しております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** あと分署、各署所においての装備もそのようになっているのかどうかと、それからやはり世界的な流行になっておりますので、近隣の広域管内との連携というようなことについてはどのような考え方なのか、ひとつお知らせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 立白消防次長。

**○消防次長（立白勝君）** まず各署所の配備状況ですけども、今お話ししたのは久慈消防署、あと洋野消防署で保管している分です。各署所に対しましては不足が出た段階で要求するように各署所には連絡してございます。

あと、各市町村との関係の対策ですけども、去る2月6日になりますけども、久慈保健所を中心といたしまして県立久慈病院、久慈消防本部、久慈警察署、久慈医師会、久慈歯科医師会、久慈薬剤師会、あとは管内の国保種市病院、恵愛病院、北リアス病院と管内の各市町村の担当課の方々から参加していただきまして、久慈地域新型コロナウイルス感染対策連絡会議というものを開催して情報を共有しております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** 管内においては了解いたしました。

その近隣の広域圏内、八戸圏内、または県内県外含めてそういうふうな連携というようなことはどのようにお考えでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** 連携ですが近隣の市町村、消防本部等は、消防応援協定を結んでおりますので、それに対応できると考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** どこでいつ発生してもおかしくないような状況になっているように思います。初動体制の遅れというのがそういう感染症においては非常に重要になってまいりますので、隊員の安全もさることながら、初動体制の確認、備えについては重々、確認をしながら進めていただきたいと思います。

住民に対する啓発ですが、管内の、県や国の指針にはあると思うのですが、具体的には管内、消防署、連合としての動きというものはどのように特になのでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** この新型コロナウイルスによる肺炎なんですけど、これについては国、県、そして省庁越えて全て取り組んでいかなければならないと思っております。消防本部、広域連合の業務としましては第一に一番その中で取り組まなければいけないと思っていることは、いかに救急業務を継続してできるか、隊員を感染させない、救急業務をずっと継続していくっていうことでそれを一番重点に考えておまして、広報については消防本部積極的に今、関わっているわけではございません。本当に消防本部で定めました業務継続計画で業務を縮小したり、例えば救急と火災以外の業務については一旦中止して、隊員の安全確保とそして継続した救急搬送ができるというようなことに重点を置いてましたので、ある意味講習会とかホームページなんかでは、広報はできるんですが、一旦そっちのほうに業務を継続するっていうように重点を置いて今取り組んでおります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** いずれ、先ほども申し上げましたがいつどこで発生してもおかしくないような状況となっておりますので、万全を期していただきたいと思います。

いうふうをお願いを申し上げて、以上で終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を打ち切ります。

次に、5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** 質問の通告により質問させていただきます。

広域連合第7期介護保険事業計画の進捗等について以下のことについてお伺いいたします。

第7期の介護保険事業計画は来年度で期末を迎えることとなりますが、これまでの経過を踏まえて次のことについてお伺いします。

1点目、事業の進捗、目標、計画達成の見込みについて現在の達成状況等を踏まえて所感をお伺いします。

2点目、介護事業所の利用者、家族の満足度についてですが、連合所管の事業所における利用者、家族の満足度やサービスの需要と供給のバランスは改善されているのかお伺いします。

3点目ですが、施設入所の待機者数及び近年の推移状況について連合所管の施設系の利用希望者の待機人数や入所までの待機日数及び在宅支援サービスで介護度の改善が図られた人数や近年の推移状況についてお伺いいたします。

4点目ですが、次期介護保険事業計画策定に向けた対応について。今後これらの改善を推進、促進する上で先進事例を踏まえた施策や取り組みが必要と考えますが、次期介護保険事業計画策定に向けた対応について伺いします。

また、次期介護保険事業計画策定のスケジュールについても併せて伺いいたします。

**○議長（佐々木栄幸君）** 遠藤広域連合長。

**○広域連合長（遠藤謙一君）** 信田義朋議員の広域連合第7期介護保険事業計画の進捗等についてのご質問にお答えをいたします。

まず、事業の進捗についてであります。第7期介護保険事業計画の基本目標としております、地域で暮らし続けるために、の状況について、事業計画概要版に掲載しております5項目を項目ごとに申し上げます。

地域包括支援センターの機能強化につきましては、機能強化のための自己評価及び市町村による評価は全ての地域包括支援センターで行われておりますが、保険者機能強化推進交付金において評価対象となる人員配置基準を満たす地域包括支援センターは、1カ所となっております。

在宅医療・介護連携の推進につきましては、関係市町村において取組を進めているところであり、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の整備に努めているところでもあります。

認知症施策の推進につきましては、平成30年4月1日に各関係市町村に認知症初期集中支援チームが設置されており、久慈市及び洋野町で認知症ケアパスが作成されるなど支援体制の構築を進めているところでもあります。

生活支援サービスの体制整備につきましては、各関係市町村とも地域のニーズと社会資源とをコーディネートする生活支援コーディネーターは設置済みではありますが、生活支援策の充実までには至っていないところでもあります。

地域支援事業の任意事業につきましては、家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業等のその他の事業について継続して実施しているところでもあります。

また、計画期間に整備を予定している介護保険施設につきましては、平成30年度に認知症対応型共同生活介護1施設が整備され、今年度は介護老人福祉施設1施設が整備中であり、残る施設についても令和2年度に整備が予定されているところでもあります。

計画達成の見通しにつきましては、平成30年度のサービス給付実績は、対計画比100.1%となっていることから、サービス見込み量等はおおむね計画どおり執行されているものと認識しておりますが、地域包括ケアシステムの深化・推進に関しては、各市町村においても専門職等の人材不足により取組に支障が出ているものと認識いたしております。

次に、介護事業所の利用者・家族の満足度についてお答えをいたします。

介護サービスの利用者が増え続ける中、より質の高い介護サービスの提供が求められているところではありますが、利用者・家族の満足度について、これまで調査を行ったことがないことから、把握していないところでもありますので、ご理解をお願いいたします。

利用者・家族の満足度に対する重要性は十分認識しており、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、サービスの需要と供給のバランスが改善されているかについてであります。当広域連合管内の介護サービス事業所におきましては、国の定める指定基準によるサービスの提供がなされているものと認識を

いたしております。

次に、施設入所の待機者数及び近年の推移状況についてお答えをいたします。

まず、施設入所の待機者数でありますが、岩手県が実施しております特別養護老人ホーム入所待機者実態調査における当広域連合管内の入所待機者数は、平成29年度185人、平成30年度248人、令和元年度247人となっております。

入所までの待機日数につきましては、個々の事案を把握することは困難であることから、把握できていないところでもありますのでご理解をお願いいたします。

在宅支援サービスで介護度の改善が図られた人数についてであります。全ての要介護認定者について、認定者ごとに利用サービスによる介護度の改善を把握することは困難であることから、人数は把握できていないところでもありますのでご理解をお願いいたします。

最後に、次期介護保険事業計画策定に向けた対応についてお答えをいたします。

国で定める介護保険事業計画の進捗管理に基づき、見える化システムを活用した給付分析、地域分析を行うことはもとより、関係市町村で開催されている地域ケア会議での意見を踏まえるとともに、他保険者の先進事例を参考にしながら、久慈広域連合介護保険運営協議会等において議論してまいりたいと考えております。

次に、次期介護保険事業計画策定のスケジュールについてであります。現在、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しているところであり、調査終了後に調査結果、サービス給付実績の分析などを行い、計画に反映させる予定としており、令和3年3月までに策定する予定であります。

以上で、信田義朋議員に対する私からの答弁を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を許します。

5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** 大変難しい数字の把握ということに伴いますので、なかなかこの実態というものは表に出て来にくいということは承知しております。

そこで、3番のところで紹介いたしました待機日数や在宅支援サービスに関する介護度の改善に関していえば、待機者数が目に見えて減っているという状況ではないということが言えると思います。待機者の方が

多いということはどういうふうに分析しているのか、そして介護度の改善に関していえば、これを介護保険法の趣旨に照らし合わせ、介護度が改善するようサービスの提供者、そして事業者、そして利用者本人の努力ということも十分引き出すようなそういう施策が必要ではないかというふうに思うのですが、どうお考えでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** まず待機者の多い理由といたします。これですけれども、まず近年介護度3以上の入所者、方じゃないと入所できないというそもその国の方針から始まっているといたします。からちょっと待機者が多くなっているのかなというふうに思っております。というのは、介護度が要は重度化した方じゃないとまず入れないということになってきますと、重度化された方だけが申込みするようになってきますと、変な言い方といたします。あれですけれども、一旦入れば次入るまでの方がずっと待ってなければならないというふうなことの積み重ねといたします。そういうふうな格好で待機者が増えてきているのかなというふうには考えております。

また、現在も介護度の軽い方といたします。はどんどん人数は減っております。入所している方でも介護度1・2の方とか3の方もどんどん人数的には減ってきております。ただ、重度化して介護度4とか5の方は逆に増えてきております。なので、この後、補正予算のほうにも関連してくるんですけども、結局重度化された方が多くなってきた、結局サービス費も嵩んでくるといふような格好でどんどん起きているというふうな格好になっているものと思っております。

あと、介護度の改善といたします。これにつきましてはケアマネさんのケアプラン、その他諸々、それこそ先ほど議員さんおっしゃられたように様々な要因といたします。このケアマネジャーさんが数が少ないといたします。そういうのもある程度影響しているのかなというふうには思っております。けれども、ある程度画一的なプランといたします。そういうふうなものも出てるのかなと、弊害的に出てるのかなというのもあります。ただその辺はうちのほうで実地調査に行った際に、できるだけそういうようなことのないようにということでケアマネジャーさん等には指導等はし

ているところなんですけども、なかなかケアマネジャーさんたちの人数少ない中で支援、サービスを受ける方といいますか、がどんどん増えてきている状況でございますので、なかなか一人一人のサービスを作っていくのっていうのもまた難しいというふうになっているのかなというふうに考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** 待機者の数についてはこれは相手があることですから、予測することは大変難しいことと思います。ただ、待機者の数を減らすような施策というものは、これはどういうことが必要だと思われるんですか。このままの状態でもいいということではないとは思いますが、何しろ管内で200人を超える方が施設を利用できないでいるという実態についてはやっぱり看過すべきではないと思うし、介護度の改善についてもデータがないのでお答えできないということになってしまうと、一体何のためにこの介護保険が創設され、利用者や家族の負担軽減もそうなんですけれども、やはり本人が生活状態をクオリティーを維持する、あるいは改善していくというようなそういうところに持っていく質の高いケアプランの作成というものが当然求められてくるし、そのプランを実行できるような事業所の体質の改善ということも必要だと思いますので、これについては今後連合さんがイニシアチブをとって各市町村や事業所さんについて十分検討しながら取組んでいただきたいと、まずその1点を申し上げます。

需要と供給のバランスについても、求められている施設の数、それから提供されているサービスについては満足されているんだというようなご回答だったと思うんですが、管内には直近ですと施設系の施設というのが39施設ほどあるということのようですけども、何度も言いますが待機者が相当数いるという実態から見て、その数が適正かどうか、どういう施設が求められているのかということについてはやはり今後検討していただきたいと思うんですが、その施設のレベルというか数、これがどうあったらいいのかなというようなそういうお考えがあればお聞きしたいと思います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** まず施設の数でございますけども、当然のことではありますが、施設が

増えると保険料、サービス料のほうがどんどん上がってくるということはまず議員さんも理解できていると思いますけども、あと施設につきまして施設を運営する事業所といいますか、その辺も事業所のほうの問題といいますか、事業所がどういう施設をやりたいかというところもまたみんながみんな特養なりをやって、施設系をみんなやりたいという話にもまたならないし、その辺の調整といいますか、そこら辺のことも必要になってくるかと思います。

また、ケアプラン、先ほど言ったように質の高いケアプラン、これは指導に行った際に行ってきて、今もやってはいるんですけども、今後ともまたそれは進めていきたいというふうに考えております。

また、介護予防といいますか、今久慈市で行っております百歳体操のように、まずは介護が必要にならないというふうな取組、こういうふうな取組が今後ますます必要になってくるかというふうに思っております。また、各市町村におきまして様々なそういうふうな介護予防の取組が始まっておりますので、その辺を一緒に、施設系といいますか、事業所のみならず、そういうふうにもまず進めていければというふうに思っております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** なかなか一長一短には解決できないような大きな問題を含んでいるということのようです。これからも関係市町村、管内市町村事業者等との密な連携を期待して私の質問終わります。ありがとうございました。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を打ち切ります。

以上で一般質問を終わります。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は、午後1時といたします。

**午前11時45分 休憩**

**午後1時00分 再開**

~~~~~

日程第7 議案第1号

○議長（佐々木栄幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、議案第1号「令和2年度久慈広域連合一般会計予算」を議題といたします。

この際、審議方法についてお諮りいたします。審議は、第1条歳入歳出予算については、歳入・歳出別に説明を受け、その後、歳入・歳出とも款ごとの質疑を行い、他の各条については、条ごとに説明を受け審議を行うことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

なお、なお、議案第2号、議案第4号及び議案第5号に係る審議につきましても、同様の審議方法といたしますので、ご了承願います。

議員各位にお願いいたします。質疑の際は、ページ及び項目等を示し、簡潔にお願いいたします。

それでは、議案第1号の審議に入ります。

第1条歳入歳出予算、歳入について説明を求めます。下斗米総務企画課長。

○総務企画課長（下斗米洋之君） 議案第1号「令和2年度久慈広域連合一般会計予算」について、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

2歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金であります。1目総務負担金に7,936万円を計上。前年度と比較して、18万9,000円の増となります。これは主に、職員給与費の増によるものであります。

2目介護保険負担金に10億4,223万8,000円を計上。前年度と比較して、5,906万9,000円の増になります。これは主に介護保険特別会計繰出金の増によるものであります。

3目火葬負担金に、3,440万1,000円を計上。前年度と比較して、154万9,000円の減になります。

4目塵芥処理負担金に15億667万円を計上。前年度と比較して、1億1,503万9,000円の減になります。これは主に、粗大ごみ処理場アルミ選別機整備事業費の減であります。

5目し尿処理負担金に27億512万3,000円を計上。前年度と比較して、13億615万円の増になります。これは主に、汚泥再生処理センター建設事業費及びし尿収集経費の増によるものであります。

6目消防負担金に13億1,444万5,000円を計上。前年度と比較して、603万3,000円の増になります。これは主に、署所職員給与費の増によるものであります。

10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項は、合わせて66億8,223万7,000円となり、前年度と比較して、12億5,485万3,000円の増となります。

2款使用料及び手数料1項使用料であります。1目保健衛生使用料に火葬場使用料947万7,000円を計上。前年度と比較して、54万円の増となります。これは、火葬件数実績見込みの増によるものであります。

2項手数料であります。1目清掃手数料に一般廃棄物処理業許可審査手数料ほか5件、合わせて、2億2,102万2,000円を計上。前年度と比較して、99万7,000円の減となります。これは主に、し尿処理数量実績見込みに伴う減によるものであります。

2目消防手数料に危険物製造所等設置許可手数料ほか5件、合わせて、34万8,000円を計上いたしました。

3目その他手数料に火葬証明手数料ほか3件、合わせて、6,000円を計上いたしました。

この項、合わせて2億2,137万6,000円となり、前年度と比較して、93万4,000円の減となります。

3款国庫支出金1項国庫負担金であります。1目民生費負担金に低所得者保険料軽減負担金国負担分として3,066万6,000円を計上。

2目消防費負担金に緊急消防援助隊活動費負担金を科目存置として1,000円を計上いたしました。

この項は、合わせて3,066万7,000円となり、前年度と比較し、2,190万円の増となります。

2項国庫補助金、1目衛生費補助金にごみ焼却施設建設事業、汚泥再生処理センター建設事業に係る循環型社会形成推進交付金10億412万7,000円を計上、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金を科目存置として1,000円を計上いたしました。

12ページ、13ページをお開き願います。

この項、合わせて10億412万8,000円となり、前年度と比較して、1億1,396万円の増となります。

4款県支出金、1項県負担金であります。1目民生費負担金に低所得者保険料軽減負担金県負担分として、1,533万3,000円を計上。前年度と比較して、1,095万円の増となります。

1目消防費負担金に感染症患者県移送県負担金を科目存置として、1,000円を計上いたしました。

この項、合わせて1,533万4,000円となり、前年度と比較して、1,095万1,000円の増となります。

5 款財産収入、1 項財産運用収入であります、1 目財産貸付収入に旧伝染病隔離病舎貸付収入585万円を計上いたしました。

2 項財産売払収入であります、1 目物品売払収入に資源物売払収入2,468万円を計上。前年度と比較して、98万6,000円の増になります。これは主に、資源物引渡し数量の増によるものであります。

6 款 1 項 1 目繰越金であります、前年度繰越金1,000円を計上いたしました。

7 款諸収入、1 項 1 目広域連合預金利子であります、預金利子1,000円を計上いたしました。

2 項 1 目雑入であります、警察消防直通電話料ほか8 件、合わせて、1,181万1,000円を計上。前年度と比較し、53万2,000円の増となります。これは主に、消防通信業務負担金の増によるものであります。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 歳入、1 款分担金及び負担金、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） アルミ選別が整備されたので減額っていう、4 の塵芥処理負担金ですが、これは整備が必要なものの大体揃ったということですか、これらの整備はまだあるんですか。考えているんでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 下斗米総合企画課長。

○総務企画課長（下斗米洋之君） 今のところは新たな施設整備は検討されていないところでございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2 款使用料及び手数料、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） し尿手数料の関係ですけど、清掃手数料、全体とすれば99万7,000円の減額なんです、し尿手数料についてこれは先ほどの説明の中でし尿手数料が増えるような説明あったんですけど、値上げっていうことになっているんでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） し尿処理手数料につきましては、30年の7 月から手数料のほう値上げをしておりますけども、そちらの部分については3 年後にまた見直すという形で手数料の値上げは検討したいと考えております。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3 款国庫支出金、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） この低所得者保険料軽減負担金というのは、先ほどの一般質問で申し上げたんですが、この関係の予算計上ということで捉えていいですか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 午前中の一般質問の負担金でございますけども、これは令和元年度分の金額に相当するものでございます。2 年度分につきましては、一般質問での答弁のとおり今後改正になってからの分で補正と一緒に算定したいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） そうすると、令和元年分に支出した分についてはいずれ5 月に軽減したでしょ。軽減した分についてはまだ予算計上になって、今回予算計上したということですか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 昨年の5 月に補正したものでございます。当初には昨年は盛られておりませんでした。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4 款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5 款財産収入、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 1 つは隔離病棟の関係ですけど、いつも聞いてるんですが、何年度までの、借利益があったはず、その返済の分だと思うんですが、何年度までで585万にするのか、お聞かせください。

それから、財産収入関係で資源物売払収入の関係ですが、この内訳をお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 下斗米総務企画課長。

○総務企画課長（下斗米洋之君） 隔離病舎の賃貸料につきましては、起債の償還に充てるものなので、令和9 年度までの償還が残っているという状況でございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 物品売払収入につきましては、アルミ缶売払収入が1,296万円、スチール缶売払収入が88万円、ビン売払収入が10万8,000円、古紙売払収入が821万6,000円、発泡スチロールの売払収入が1万円、鉄くずが160万円、アルミくずが45万円、破砕アルミが42万円、あとは資源物の売払いとして小型電子有料引き渡しとして6,600円、物品売払いとして古着の売払いの部分が3万円ということになっております。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） この隔離病棟の関係ですが、起債償還が令和9年度で終わるんだということですが、それ以降についても貸借関係は続くということで考えていいですね。確かに起債償還分あたりが計算されて585万ってなった、たしかそうだったと思うんですが、償還後についても貸借関係は続くと思うので、その分は償還後も585万っていうのは入ってくるんですか。

○議長（佐々木栄幸君） 下斗米総務企画課長。

○総務企画課長（下斗米洋之君） これにつきましては、まだ令和9年度まで時間がありますので、その起債の償還が終了後につきましては、どうなるかというのは改めて県の医療局と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） ゼロっていうことはないでしょ。その辺はちゃんと。財産はまず連合で持っているわけですから、ゼロっていうことはないですよ。

○議長（佐々木栄幸君） 下斗米総務企画課長。

○総務企画課長（下斗米洋之君） それにつきましても改めて協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6 款繰越金質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7 款諸収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。

下斗米総務企画課長。

○総務企画課長（下斗米洋之君） それでは、最初に各般にわたります給与費等について、給与費明細書により、ご説明申し上げます。

22ページをお開き願います。

1、特別職であります、表の下段の比較欄で申し上げます。

議員につきましては、3万9,000円の減となっております。その他の特別職につきましては、職員数は1名の減、給与費は363万円の減、共済費62万7,000円の減となっております。

23ページをご覧ください。

2、一般職、（1）総括、ア会計年度任用職員以外の職員であります、表の下段の比較欄で申し上げます。

職員数の増減はありませんでした。

給与費は、1,277万3,000円の増で、その内訳であります、給料729万4,000円の増、職員手当547万9,000円の増となっております。

次に、共済費は、813万9,000円の増となっております。

合計で、2,091万2,000円の増となっております。

職員手当の内訳につきましては、下の表のとおりであります。

次に、イ、会計年度任用職員であります、職員数は、フルタイムの職員は7人、パートタイムの職員は2人であります。

給与費は、2,349万2,000円で、その内訳であります、報酬342万円、給料1,531万3,000円、職員手当475万9,000円となっております。

次に共済費は、522万7,000円となっており、合計で、2,871万9,000円となっております。

職員手当の内訳につきましては、下の表のとおりであります。

24ページ、25ページをお開き願います。

（2）給料及び職員手当の増減額の明細、ア、会計年度任用職員以外の職員であります、給料729万4,000円の増は、昇給に伴う増加分218万3,000円の増、新陳代謝等に係る511万1,000円の増となっております。

職員手当547万9,000円の増は、新陳代謝等に係る増となっております。

次に、イ、会計年度任用職員であります、会計年度任用職員制度の新設に伴う皆増となっております。

(3) 給料及び職員手当の状況であります。

これは、職員の給与水準を表したもので、職員1人当たりの給与のほか、初任給、級別職員数、昇給、期末・勤勉手当等につきまして、それぞれの表に示してございます。

以上で給与費明細書の説明を終わります。

それでは、14ページ、15ページをお開き願います。

3、歳出、1款1項1目議会費に88万1,000円を計上。前年度と比較して、3,000円の減であります。

2款総務費1項総務管理費であります。1目一般管理費に、7,486万円を計上。前年度と比較し、18万2,000円の増であります。これは主に、職員給与費の増によるものであります。

2項選挙費、1目選挙管理委員会費に3万2,000円を計上いたしました。

3項1目監査委員費に28万9,000円を計上いたしました。

16ページ、17ページをお開き願います。

3款民生費、1項1目介護保険費であります。10億8,823万7,000円を計上。前年度と比較して、9,191万9,000円の増であります。これは主に、介護保険特別会計低所得者保険料軽減繰出金の増によるものであります。

4款衛生費、1項衛生総務費であります。1目衛生総務管理費に4,804万4,000円を計上。前年度と比較して、1,318万7,000円の増であります。これは主に、一般廃棄物処理基本計画策定業務に伴う委託費の増によるものであります。

2項保健衛生費であります。1目火葬衛生費に4,391万6,000円を計上。前年度と比較して、100万3,000円の減であります。

3項清掃費であります。1目ごみ焼却処理費に、16億4,062万円を計上。前年度と比較して、5,137万3,000円の減であります。これは主に、ごみ焼却場基幹的設備改良事業に伴う外部搬出に係る委託料の減によるものであります。

18ページ、19ページをお開き願います。

2目粗大ごみ処理費に、2億9,278万5,000円を計上。前年度と比較して、5,403万5,000円の減であります。これは主に、粗大ごみ処理場施設補修費の減によるものであります。

3目し尿処理費に、34億8,058万5,000円を計上。前

年度と比較して、13億9,807万円の増であります。これは主に、汚泥再生処理センター整備・運営事業費及びし尿収集経費の増によるものであります。

この項、合わせて、54億1,399万円を計上。前年度と比較して、12億9,266万2,000円の増であります。

5款1項消防費であります。1目消防本部費に、2億3,542万7,000円を計上。前年度と比較して、18万8,000円の増であります。これは主に、職員給与費の増によるものであります。

20ページ、21ページをお開き願います。

2目署所管理運営費に、10億8,167万5,000円を計上。前年度と比較して、1,409万8,000円の増であります。これは主に、職員の年齢構成の変化等による職員給与費の増によるものであります。

3目消防施設整備費に、176万円。前年度と比較して、652万6,000円の減であります。これは、熱画像直視装置購入経費を計上しております。

この項は、合わせて、13億1,886万2,000円を計上。前年度と比較して、776万円の増であります。

6款1項公債費であります。1目元金に、1,211万5,000円を計上。

2目利子に、133万6,000円を計上。

この項は、合わせて、1,345万1,000円を計上。前年度と比較して、192万6,000円の減であります。

7款1項1目予備費であります。300万円を計上いたしました。

以上であります。

○議長(佐々木栄幸君) 歳出、1款議会費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番(城内仲悦君) 議会、ちょっと議会のあり方について聞きたいんですが、今の久慈市議会も通年議会ということになっていつでも会議を開けるというような体制になっているんですが、連合の議会についても通年議会という概念が通ずるのではないかなと思うんですが、連合の関係法令では、どういうふうになっているかお聞かせください。

○議長(佐々木栄幸君) 下斗米総務企画課長。

○総務企画課長(下斗米洋之君) すみません、関係法令につきましてはちょっとお時間を頂いて調べていただきたいと思います。

○議長(佐々木栄幸君) 質疑を打ち切ります。

2 款総務費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 予算資料を頂いておりますが、そこで嘱託産業医師報酬が40万8,000円計上されておりますが、どなたが産業医でしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 下斗米総務企画課長。

○総務企画課長（下斗米洋之君） 恵愛病院の河野先生をお願いしております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3 款民生費、質疑を許します。

南一郎君。

○6番（南一郎君） 介護費、16ページ、民生費3款ですね。

比較で9,100万の増というふうになっておりますが、人口減少も含めて高齢者が増えているということなのかもしれませんが、この傾向について今後の見通しについて伺いたいです。今までの過去からと今の伸びとの比較を教えてください。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 傾向といいますか、一般質問の際にもちょっとお話したんですが、介護給付費が要介護度の高い方といいますか、3・4・5の方が増加しているということで介護給付費が結構な伸びを示しております。それで、今回の補正のほうも併せてなんですけど伸びてきている状況でございます。

そしてあと今後もこれが第8期の計画の際にもそのまま伸びてくるのではないかなというふうには予想しております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 過去の伸びと今後の伸びと大体同じぐらいだというふうな見方でよろしいですか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 過去よりも若干伸びてるかなというふうには感じておりました。ただ正確には比べてないわけで、ちょっとその辺ははっきりとは言えないんですけども、いずれ伸びてきているということだけは確かでございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） いつ頃まで伸びるというふう

な見方が。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） ちょっといずれ2025年までは少なくともまず伸びていくのではないかと予想されておりますので、ただ、最近はまだ2040年ぐらいまで伸びるのではという話もちょうとありますので、ちょっと何ともその辺ははっきりしたところは言えないんですが、申し訳ございません。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4 款衛生費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 先ほど説明で一般ごみの基本計画の委託をするということで、これ例えば980万出てるんですが、その一般ごみの基本計画というのはどういうことでしょうか。どういう計画なんでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まずこちらの計画につきましては、廃棄物処理及び清掃に関する法律の第6条第1項の規定により、区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないということで、まずこの計画につきましては、目標年次をおおむね10年から15年において定めて、5年ごとに見直しをするということになっております。前回作成したのは平成17年に作成をしております、そちらの計画のほうで、平成18年から平成32年までということでの計画しておりますので、その計画が令和2年度で切れるということになりますので、今回新たに15年の計画を作成するものでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 長寿計画ですが、これは私たちは見たことないんですけど、仕様として議会のほうへ提示されるのが、今後例えば令和2年度に作成していくということですが、今回作成する予算を計上して令和2年度から何年先までの計画でいつこの作成計画が出てくるのか、出てきた暁には議会にも資料として提供できるのかどうかお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まずこちらの計画につきましては来年の3月までに策定する予定でございます。まずそちらのほうの提供につきましては検討させていただきたいと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） この資料、いずれ示しながら全協でも開いて、こういう計画作りましたというのはきちっとやっぱりしていただかないと、その計画に基づいて今後やっていくわけですから、議会、議員が知らないというのはおかしいと思うんでね、この3月で作っていくんだということですから。

委託業者は前回はどこで、今回は同じ業者ということになるのかお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 業者については今確認をして回答いたします。

○議長（佐々木栄幸君） 8番、下館岩吉君。

○8番（下館岩吉君） 10節と11節の火葬場運営管理経費と火葬場指定管理費、これはどういうふうに分けてどうしてこういうふうに分けているのか、あるいはその内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 先ほどのご質問ですが、2款衛生費の2項の保健衛生費の火葬衛生費だと思うんですけど、その節につきましてはそちらの節の説明ではございませんで、債務負担につきましては指定管理の分ということになります。それ以外の経費につきましては、火葬の運営管理費として1,211万2,000円の計上をしているものでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 8番、下館岩吉君。

○8番（下館岩吉君） 説明はよくわからないといえますか、理解できませんが、いずれ4,000万ちょっとぐらい予算を計上して、指定管理費はわかります。そういう金額でやりなさいと。それと、そのほかに1,200万の何でこれがそういうふうに必要なのか。前回、前々回でしたか、そういうふうに私のこの火葬場の件に関して聞いたときはそれは修繕費がここにもありますけども委託料は修繕費だというのは当然わかったわけですが、運営管理費と指定管理とどういった違いで管理しているのかを説明してください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 指定管理に含まれていないものが火葬場の運営管理経費ということで、その内容としましては燃料費と電気料、水道料、電話料、あとはダイオキシン類の測定委託料、そちらのほうは指定管理のほうに入っておりませんので、その部分の

金額が1,211万2,000円ということになります。

あと、先ほど答弁を保留しておりました、前回の計画した業者でございますけども、エイト日本技術開発株式会社でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5款消防費、質疑を許します。

11番、黒沼繁樹君。

○11番（黒沼繁樹君） 来年度、三沿道が開設するわけなんですけども、そうすると救急車両の所要時間が例えば洋野町からあるいは普代村からどのように短縮されるか教えてください。

○議長（佐々木栄幸君） 立白消防次長。

○消防次長（立白勝君） 詳しい時間については、現在のところまだ調査等しておりませんので、正確な時間を、ここでお伝えすることはできませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 11番、黒沼繁樹君。

○11番（黒沼繁樹君） 実はね、県病がありますけども、そこに、例えば洋野町方面からは退出路があるんですけども、野田とか普代方面から来ると退出路がないわけなんです。なぜそれが片方だけ退出路があってもう一方にはないんだろうっていうのが、何か理由があったら教えてほしいし、もう理由がなくて、要望すれば退出路を造ってくださるのかどうかというのを確認したい。

○議長（佐々木栄幸君） 立白消防次長。

○消防次長（立白勝君） 三陸国道事務所のほうとの話し合いになると思うんですけども、直接消防本部のほうから要請については、正確には要請はしてございません。

○議長（佐々木栄幸君） 11番、黒沼繁樹君。

○11番（黒沼繁樹君） なぜ片側かっていうのはわかってらっしゃらないですか。

○議長（佐々木栄幸君） 立白消防次長。

○消防次長（立白勝君） その点についても、了解しておりません。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 先ほどの一般質問で、指導救命士を来年度1名養成したいという話、答弁だと思うんですが、この予算書、救命救急士養成経費427万7,000円、救命救急士養成負担金210万3,000円となるんですが、この指導救命士の養成と救命救急士の養成

とは違うのではないかというふうに思うんですが、どこに予算化をしているのかをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、先ほどの黒沼さんとの関連になりますけど、実は救急車の搬送の中で、例えばこの間水害起きたときに田屋のミニストップのところの交差点が冠水して救急車が通れなかったという事態が実はあるんですよね。例えば今言ったように野田方面から来たときに高速道路来ればそのまま県道の駐車場へ降りられるような仕組みが検討できないのかっていう、あれを見て感じたんですけど、片方はあって片方はないというふうな中でその辺の検討はすべきじゃないかなというふうに思うんですが、県道駐車場の端っこのほうにね、取付けをするという方法もあるかと思うんですが、検討が必要じゃないんでしょうか、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 大粒来消防長。

○消防長（大粒来輝行君） 城内議員の質問にお答えします。

先ほど今年度指導救命士を養成ということだったんですけども、答弁では令和3年度に指導救命士を養成ということで今回は入っておりません。その理由としましては、受入れ機関の県の割当てがございまして、消防本部に割当てがないという状況もございまして、おおむね3年ごとに養成するというところでござ承りたいと思います。

また、先ほど緊急退出路の話だったんですが、消防本部でも非常にそれを危惧しておりまして、台風19号で、通れないところがなければ、きちっと迅速に来たという実績もございまして、三陸国道事務所のほうとお話しておりまして、どのような方法で陳情というか、それについて検討をして、きちんと正式な要請があれば、今の開通後に検討したいというお話も伺っていますので、それで進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 連合長、今の答弁ですけど、久慈市との連携も当然必要かと思うんですが、ぜひこの件を、やはり命との課題で緊急の課題でもあらうかと思うんですが、その辺についてご答弁求めたいんです。取組方について。

○議長（佐々木栄幸君） 大粒来消防長。

○消防長（大粒来輝行君） 私たち消防本部だけで

もやっぱり陳情とか様々なことが、厳しい状況もありますので、各構成市町村にもお願いしまして、また県消防長会など各方面からお願いして進めてまいりたいと思いますので、ご了承願います。

○議長（佐々木栄幸君） 下斗米総務企画課長。

○総務企画課長（下斗米洋之君） 先ほど答弁を保留しておりました通年議会に関する法令というところでございますが、今、調査しましたところ、地方自治法102条の中で普通地方公共団体の議会は定例会及び臨時会とすると。定例会は毎年条例で定める回数、これを招集しなければならないという形で、連合が通年議会を開催できるかどうかについてのはっきりとした規定といたしますか、そういったものは今、確認できる範囲では地方自治法のほうには見つけられないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） その点私も調査してみたいと思いますし、連合も別の法律でちゃんと決まっていますから、広域連合は自治体として1つの法人としての役割をもっていますので、そういった意味では自治法以外にも法的にあるかと思います。それはお互いに研究して状況を見出していきたいと思いますので、私も研究しますので、当局も研究していただきたいというふうに思います。

それから、この消防のことですけど、台風19号のとき、これは水門の関係はここでないかな、ないですよ。結構です。じゃ、お願いします。

○議長（佐々木栄幸君） 12番、泉川博明君。

○12番（泉川博明君） 最近、台風19号とかの自然災害が発生しておる中でございますけれども、この消防業務の経費についてももう少し詳細のほうお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 何ページの何節。

○12番（泉川博明君） 21ページの2目の4区分の中の消防業務経費。

○議長（佐々木栄幸君） 大粒来消防長。

○消防長（大粒来輝行君） 台風19号に係る分ということでしたけども、この消防業務経費の中には様々な救急業務の経費、あと警防関係の経費、あるいは医薬品の薬剤経費、修繕費、手数料、様々な入ってございまして、台風に特化した部分については特にその項目

だけにはしておりません。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 12番、泉川博明君。

○12番（泉川博明君） 例えば、水がいっぱいになったときに、ボートとかそれからスーツ、そういうのもこれの部分に入っておりますか。

○議長（佐々木栄幸君） 立白消防次長。

○消防次長（立白勝君） 今、お話のあった装備品ですけども、消防本部の消防業務経費のほうで、整備しようとしているものでございます。今年、ボート、山形分署除きで各署所に配置しておりますので、今、緊急消防援助隊に登録している消防本部の装備品を来年度は整備しよう。その後、計画的に各署所に、やはり救出する側もしっかりとした装備で行かなければならないということで計画的に、最終的には各署所にライフジャケット、ドライスーツ、ヘルメット、ブーツ等、整備していきたいと考えております。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6 款公債費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7 款予備費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条一時借入金の説明を求めます。

下斗米総務企画課長。

○総務企画課長（下斗米洋之君） 第2条一時借入金であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を1億円と定めようとするものであります。

以上であります。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、第3条、歳出予算の流用、説明を求めます。

下斗米総務企画課長。

○総務企画課長（下斗米洋之君） 第3条、歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内での、これらの経費の流用ができる

よう定めようとするものであります。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号「令和2年度久慈広域連合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第8 議案第2号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第8、議案第2号「令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計予算」を議題といたします。

第1条歳入歳出予算、歳入、説明を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 議案第2号「令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計予算」につきまして事項別明細書によりご説明申し上げます。

40ページ、41ページをお開き願います。

2 歳入、1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料であります。12億5,303万3,000円を計上、前年度と比較して3,205万4,000円の減になります。

この内訳であります。1 節現年度分特別徴収保険料は年金からの天引き分で1万8,679人分を見込み、11億5,848万円を計上、2 節現年度分普通徴収保険料は直接納付式の保険料で1,624人分、9,204万8,000円を計上、3 節滞納繰越分普通徴収保険料は250万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

なお、現年度分保険料におきまして低所得者軽減措置として特別徴収、普通徴収合わせて第1段階から第3段階まで8,408人分、6,133万3,000円を減額しております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料

料は12万3,000円を計上、前年度と比較して15万4,000円の減になります。

3 款国庫支出金から 5 款県支出金までは令和 2 年度標準給付費63億1,398万5,000円をもとに、それぞれ法定負担率を乗じて算出した額を計上しております。

まず 3 款国庫支出金であります、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金は11億1,320万8,000円を計上、前年度と比較して4,808万9,000円の増になります。

2 項国庫補助金は、1 目調整交付金に 4 億9,800万3,000円を計上、前年度と比較して1,921万7,000円の増になります。

2 目地域支援事業交付金に 1 億4,908万6,000円を計上、前年度と比較して205万2,000円の減になります。

42ページ、43ページになります。

3 目介護保険事業費補助金に1,000円、4 目介護保険災害臨時特例補助金に1,000円、5 目保険者機能強化推進交付金に900万円を計上。

この項は合わせて 6 億5,609万1,000円を計上、前年度と比較して2,076万5,000円の増になります。

4 款 1 項支払基金交付金は第 2 号被保険者の負担分で、1 目介護給付費交付金に17億477万6,000円を計上。

2 目地域支援事業支援交付金に7,903万円を計上。

この項は合わせて17億8,380万6,000円を計上、前年度と比較して7,247万2,000円の増になります。

5 款県支出金であります、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金は 9 億3,883万8,000円を計上、前年度と比較して4,525万3,000円の増になります。

2 項財政安定化基金支出金、1 目交付金は科目存置として1,000円を計上いたしました。

44ページ、45ページになります。

3 項県補助金であります、1 目低所得者利用対策交付金は、科目存置として1,000円を計上。

2 目地域支援事業交付金は7,454万3,000円を計上。

3 目介護保険サービス利用者負担額特例措置支援事業費補助金は科目存置として1,000円を計上。

この項は合わせて7,454万5,000円を計上、前年度と比較して102万6,000円の減になります。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金は介護給付費準備基金の運用利子12万2,000円を計上、前年度と比較して2万8,000円の減になります。

7 款繰入金であります、1 項 1 目一般会計繰入金は10億4,244万3,000円を計上、前年度と比較して9,342

万2,000円の増になります。

内訳であります、1 節介護総務費繰入金に事務費等 1 億1,731万7,000円を計上。

2 節介護給付費繰入金に保険給付費等 8 億6,379万3,000円を計上。

3 節低所得者保険料軽減繰入金に低所得者に対する介護保険料の軽減措置に係る国、県、市町村負担分 6,133万3,000円を計上いたしました。

2 項基金繰入金は、1 目介護給付費準備基金繰入金は6,096万1,000円を計上いたしました。

46ページ、47ページになります。

8 款 1 項 1 目繰越金は、科目存置として1,000円を計上いたしました。

9 款諸収入であります、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者延滞金は、科目存置として1,000円を計上いたしました。

2 項雑入は 1 目第三者納付金、2 目返納金及び 3 目雑入に科目存置として、それぞれ1,000円を計上。

この項は合わせて3,000円を計上いたしました。

以上であります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 歳入、1 款保険料、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、2 款使用料及び手数料、質疑を許します。

5 番、信田義朋君。

**○5 番（信田義朋君）** 督促手数料、これが前年と比べて下げると、下げるといふか減額するということは、どういう考えなんでしょうか。滞納処分の普通徴収保険料の収納状況見ると、収納率が平成30年で14%、元年で17%という実績のようなんです、それとの関連で減額するといふところの説明をお願いしたい。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** この督促手数料につきましては、今年度の見込みに合わせて算定したものでございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

3 款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

4 款支払基金交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5 款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6 款財産収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7 款繰入金、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 先ほどの説明とちょっとお聞かせ願いたいのですが、この低所得者保険料軽減繰入金の6,133万3,000円というのは来年度分の経費の分と捉えていいんですか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 今回計上しております6,133万3,000円は、元年度に計上したものでございますけども、2年度にプラスになった場合はさらに補正を組む予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） ちょっと満年度方式にちょっと理解できない部分があるんですけど、当初予算では計上してなかったと、今回計上してそれは元年度に支給した分なんだということで、さらに令和2年度分の軽減についてはこれから補正を組むんだということですが、ちょっとその辺関係をお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 説明が悪くて申し訳ございません。今回計上しておるのは、まだ満年度化した分の政令が出されておきませんので、令和元年度分と同額でとりあえず計上されたものでございます。

令和2年度分が政令が発せられた後には、補正を組んでまた令和2年度分として対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） この分は令和2年度分だけでもまだ法律が出てきてないと、したがって確定すればさらに補正をして出すという意味で捉えていいのか、これが大体概算でね、去年このぐらい出たということで、そのぐらいの概算だろうということで今回出して

おいて、頭出しに出しといて、決まれば補正計上してということで捉えていいですか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） そういうふうに捉えて構いませんので、大変申し訳ございません。説明がちょっと不十分でございました。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

8 款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

9 款諸収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

暫時休憩をとります。2時15分で再開いたします。

午後1時58分 休憩

---

午後2時15分 再開

○議長（佐々木栄幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど2款の手数料のところでは信田議員に対する補足説明を求められておりますので、それを許します。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 先ほどは大変失礼いたしました。

督促手数料につきましては、保険料と一緒に頂いているものでございまして、今回の督促手数料は、平成30年度の実績の額が12万3,700円でございます、それをもとに算定したものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 5番、信田義朋議員。

○5番（信田義朋君） なかなか督促手数料というのはなじみのないというか、あまりどういう数字のものかというところをそもそも私、理解していなかったもので、もうちょっと詳しく知りたいなと思って質問したのですが、1項のほうの説明の中に収納率、平成30年14%という収納した金額に対する率というのが書いているようなので、そうすると14%に相当する滞納金が入ってきて、入ってきた金額の中から督促するのにかかった費用を相手に負担してもらうということで入ってきた金額の中から督促手数料というふうに切り抜いて手数料に計上したと、そういう理解でいいんでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 収納率はそれぞれの年度でまず違ってきますし、あとはもらう際にも督促料はその場では払われないといえますか、そういう場合も中にはございますので、徴収率とかそういう収納率とかと必ずしも一致はしてこないものでございまして、本来であればそれが全部一致してくる、きてればまず一番話しは早いといえますか、わかりやすいんですけども、なかなかそういうふうにはなっていないという状況でございます。ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** 必ずしもリンクしないと、収納率とリンクしないという説明でしたので、そういう計上の仕方もあるんだなということは理解できましたが、そうすると先に本税というか、滞納している保険料分をまず何とか優先して払ってくれと。次に優先順位は低いけども、いずれあなただけに督促したその費用についてもあなたが負担してくれないと困るんだよということで、督促手数料を別個に調定して相手に請求というか負担を求めて、その求めたことに対して相手が返してくれれば、収納してくれれば実績として手数料として入ると、そういうことなんですね。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** まず督促手数料についてお話しいたしますけども、現年分保険料の納期限に納付されなかったもので20日以内に督促してそれで払われなかった分について督促がつくというふうなものでございますので、それに対して督促をするんですけども、本税分をまず先に頂くというふうな格好のものもございまして。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。

橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 歳出についてご説明申し上げます。

最初に報酬等につきまして給与費明細書によりご説明申し上げます。

60ページをお開き願います。

給与費明細書でございますが、表下の比較欄で申し上げます。

その他の特別職は、介護認定審査会委員、介護保険運営協議会委員及び介護保険認定調査員で、職員数は3人の減、給与費は、837万8,000円の減で、その内訳であります。報酬の減となっております。

次に、共済費は、133万3,000円の減となっております。合計は、971万1,000円の減となっております。

61ページをご覧ください。

2、一般職（1）総括会計年度任用職員であります。職員数は、7人のパートタイムの会計年度任用職員であります。

給与費は、1,608万4,000円で、その内訳であります。報酬は1,413万5,000円、職員手当194万9,000円となっております。

次に、共済費は、270万2,000円となっております。合計で、1,878万6,000円となっております。

職員手当の内訳につきましては、下の表のとおりであります。

（2）給料及び職員手当の増減額の明細会計年度任用職員であります。会計年度任用職員制度の新設に伴う皆増となっております。

48ページ、49ページをお願いいたします。

3歳出、1款介護総務費であります。1項介護総務管理費、1目一般管理費は5,262万2,000円を計上、前年度と比較して909万8,000円の増になります。これは主に第8期介護保険事業計画策定に係る印刷製本費の増によるものであります。

2項徴収費、1目賦課徴収費は、保険料の賦課徴収事務費122万円を計上いたしました。

3項1目介護認定審査会費は、2,249万1,000円を計上。

2目認定調査等費に3,431万円をそれぞれ計上。この項、合わせて5,680万1,000円を計上、前年度と比較して242万円の増になります。こちらは主に会計年度任用職員人件費によるものであります。

4項1目趣旨普及費は380万円を計上、前年度と比較して303万円の増になります。こちらは主に介護保険制度周知用パンフレット及び第8期計画概要版印刷によるものであります。

50ページ、51ページになります。

2款保険給付費は、第7期介護保険事業計画のサービス見込み量をもとに積算したものであります。

1項介護サービス等諸費は、要介護の方がサービス

を利用した場合の保険給付で、1目居宅介護サービス給付費から10目特例居宅介護サービス計画給付費まで、この項は合わせて56億7,787万7,000円を計上、前年度と比較して2億8,627万円の増になります。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の方がサービスを利用した場合の保険給付で、1目介護予防サービス給付費から次の52ページ、53ページの8目特例介護予防サービス計画給付費まで、この項は合わせて1億2,417万7,000円を計上、前年度と比較して1,213万2,000円の減になります。

3項その他諸費は1目審査支払手数料に604万8,000円を計上。

2目介護給付費請求書電算処理システム料と3目低所得者利用負担対策審査支払手数料に科目存置としてそれぞれ1,000円を計上。

この項は合わせて605万円を計上、前年度と比較して2万4,000円の増になります。

4項高額介護サービス等費は、1目高額介護サービス費に1億3,784万8,000円を計上。

2目高額介護予防サービス費に15万2,000円をそれぞれ計上。

この項は合わせて1億3,800万円を計上、前年度と比較して68万円の増になります。

54ページ、55ページをお願いします。

5項高額医療合算介護サービス等費は、1目高額医療合算介護サービス費に1,114万9,000円を計上。

2目高額医療合算介護予防サービス費に2万1,000円を計上。

この項は合わせて1,170万円を計上、前年度と比較して501万4,000円の減になります。

6項特定入所者介護サービス等費は、施設利用料のうち自己負担となる食費と居住費について収入等に応じて限度額を設け、基準額との差額を給付するものがあります。

1目特定入所者介護サービス費から4目特例特定入所者介護予防サービス費まで、この項は合わせて3億5,672万2,000円を計上、前年度と比較して177万円の増になります。

7項その他サービス等費、1目低所得者利用負担対策費は、科目存置として1,000円を計上しております。

3款地域支援事業費は、要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者を支援するもので、第7期介護保

険事業計画の標準給付費を基に積算したものであります。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費に2億153万円を計上、2目介護予防ケアマネジメント事業費に2,720万円を計上、この項は合わせて2億2,873万円を計上、前年度と比較して2,240万7,000円の減になります。

56ページ、57ページになります。

2項1目一般介護予防事業費に6,296万2,000円を計上しております。

3項包括的支援事業・任意事業費は、1目包括的支援事業費に1億8,427万1,000円を計上、2目任意事業費に1,290万円を計上。

この項は合わせて1億9,717万1,000円を計上、前年度と比較して687万1,000円の増になります。

4項その他諸費、1目審査支払手数料に100万8,000円を計上、前年度と比較して26万4,000円の減になります。

4款1項基金積立金であります。1目介護給付費準備基金積立金は基金運用利子12万3,000円を計上、前年度と比較して2万8,000円の減になります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、1目第1号被保険者保険料還付金に171万5,000円を計上。

2目償還金は、科目存置として1,000円を計上。

3目第1号被保険者保険料還付加算金は2万5,000円を計上。

4目介護保険施設食費・居住費支給金は1,000円を計上。

この項は合わせて174万2,000円を計上、前年度と比較して21万円の増になります。

6款1項1目予備費は300万円を計上いたしました。

以上であります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 信田議員に対する答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。

上有谷事務局長。

**○事務局長（上有谷満君）** 先ほどの信田議員に対する督促手数料の関係で徴収時期につきまして、保険料と督促手数料別々に納付するというご答弁申し上げましたが、原則督促手数料というのは保険料と同時に保険料納付時に一緒に徴収するものでございますので、若干イレギュラーな部分もございますが、いずれ原則は保険料を納入のときに納めるということでございま

すので、訂正させていただきますので、大変申し訳ございませんでした。

**○議長（佐々木栄幸君）** それでは、歳出、1 款介護総務費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 今回会計年度職員制度が創設をされて、第1号会計年度任用職員パートタイムですが、事務職員5人、産休代理が2人入る場合もありますけども、それから介護認定調査員が4人という説明がたしか全協のときにあったと思いますが。多分1款1項の総務費の報酬200万、それから全体としてここには何人分の事務補助の方々がここに予算化されているのか。年収、幾らか上がったと思うんです、先ほどの給与明細見ても、従来なかった職員手当が7人分で194万9,000円計上されていますから、従来の任用制度の場合の年収と、今回この任用制度に導入された年収が、比較を教えてください。

それから、これは3項ですか、3項の2目、従来から調査員の4人、ここで計上されていると思いますが、ここでは報酬870万3,000円なっております。この方たちの年収が、これまでのいわゆる臨時、パート職員から今回の会計年度任用職員制度になって年収が幾らかお聞かせいただきたいと思います。

それから先ほど説明で一般管理費の1項1目で、第8期の印刷代っていう説明があったけど、委託料で3,072万9,000円が計上されてますね。この委託料の中身についてもお聞かせいただきたい。

そして1款4項の趣旨普及費の中で、380万計上されている、ここでも第8期の印刷料、先ほど説明あったんですが、ここの関連も、お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** まず1款1項の委託料3,072万9,000円ですけども、これは介護保険システムの保守運用委託料等でございます。

そして、会計年度任用職員の数でございますけども、調査員4人に、今までの臨時さんの分3人の7人分という格好になっております。

そして趣旨普及費の380万円でございますけども、これが第8期の介護保険の事業計画の印刷製本という格好になっております。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 下斗米総務企画課長。

**○総務企画課長（下斗米洋之君）** 城内議員からご質問のありました会計年度任用職員の収入の部分でございますが、これは今単純に比較しまして令和元年度、それから来年度との比較でまいりますと、まず事務補助職員につきましては、27万円ほどの増収、増えるということでご理解いただきたいと思います。

それから、認定調査員につきましても、これはそれぞれ人によって違いますので、おおよそ48万円程度の増収ということで、これはやはり期末手当がつくということでその分が増えるというふうに捉えております。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 個別のその、平均でいいんですけど、200万が300万になったとかさ、300万が400万になった、その概算でいいんですが、どういう状況ですか。今、比較で27万事務補助が出ると、増えると、調査員については40万初めから増えるんだということでございます。

従来私は低すぎるという、前から私の持論では、少なくとも調査員については、本採用できちんとやるべきだということですから申し上げてきたんですけど、なかなかそれは実現しなくて、今回こういう形になったんだけど、例えば平均200万が250万程度など概算で。何円まではいいんですけど、大体の数字を教えてください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 下斗米総務企画課長。

**○総務企画課長（下斗米洋之君）** 事務補助職員につきましては170万ほどから200万ほどに増える見込みです。それから、認定調査員につきましては大体210万程度から260万程度に増えるということになります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 事務方のほうが増えても200万という状況でございます。それから、調査員のほうが260万程度ということで、いわゆる働いて8時間働いて暮らしをできるという状況にはなかなか難しい賃金だと思うんですけども、そういった意味ではいずれにしても片方で27万円増えて、調査員のほうで48万増えたということについては一定の改善だというふうには思いますけど、いずれこれからも、いろいろな形の改善が必要かと思うんですが、手当の分でね、今回何カ月分っていうふうに計算して194万9,000円だったで

しょうか、お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 下斗米総務企画課長。

**○総務企画課長（下斗米洋之君）** 令和2年度につきましては、制度が始まった当初の6月の手当につきましては、0.39月ということで計算しておりまして、その後12月につきましては規定のとりの1.3カ月分ということで計算しているものでございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 4回目になります。

**○14番（城内仲悦君）** それでね、そうするとせいぜい、例えば3年度なると全額で何カ月ですか。

そしていわゆる公務員との比較でどう出ますか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 下斗米総務企画課長。

**○総務企画課長（下斗米洋之君）** 令和3年度からの見方としますと、年間2.6月分の期末手当になります。一般職につきましては、すみません、我々一般職のことについては4カ月とちょっとということでございますので、そのおよそ2カ月くらいの差が出るものというふうに捉えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

2款保険給付費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 1つは50ページの地域密着型サービス給付費が1億1,200万増えてますし、5目の施設介護サービス給付費が1億7,300円増えているんですが、この要因、この関わる人が増えるのか施設が増えるのか、中身をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 給付費の増につきましては、先ほどもちょっとお話ししたんですが、介護度の高い方が増えてきていると、それによつての増額となっております。逆に介護度の低い方は減ってきております。その差でございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

3款地域支援事業費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 56ページの3款3項の包括支援事業の関係で1目の包括支援事業費が660万増え

ていますが、その要因についてもお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 資料を取り寄せて答弁したいと思います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 失礼いたしました。包括支援センターの運営費の増でございます。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

4款基金積立金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

5款支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

6款予備費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、第2条、歳出予算の流用、説明を求めます。

橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 32ページをお開き願います。

第2条歳出予算の流用について、地方自治法第220条第2項に定めるただし書の規定により、保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用について定めようとするものであります。

以上であります。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はございませんか。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 先ほど会計年度任用職員制度について答弁の中では、事務の補助員は27万くらい増えて約170万から200万、認定調査員については48万増えて210万から250万などと答弁いただきました。

ただ先ほど一般職の給与明細書を、説明資料の中で、期末手当が、一般職の半分弱という状況だということが明らかになりました。したがって、今後やはり給与の改定はまだまだ必要だと思いますので、年収200万

とか年収250万というような生活できない状況があるわけですので、ぜひとも今後においては期末手当の増額を検討いただきますよう、ご意見申し上げて、私の討論を終わります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** なしと認めます。

以上で討論は終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号「令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第3号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第9、議案第3号「令和元年度久慈広域連合一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

下斗米総務企画課長。

○総務企画課長（下斗米洋之君） 議案第3号「令和元年度久慈広域連合一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて」、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

2、歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金であります。4目塵芥処理負担金、塵芥処理施設管理運営費負担金に289万円を増額。

6目消防負担金、署所管理運営費負担金に134万7,000円の増額を計上いたしました。

7款諸収入、2項1目雑入であります。車両保険災害共済金として85万円の増額を計上しております。

10ページ、11ページをお開き願います。

3、歳出、8款災害復旧費、1項1目衛生施設災害復旧費であります。再資源化処理施設ストックヤード応急復旧に係る経費として、289万円の増額を計上

いたしました。

2項1目消防施設災害復旧費であります。消防車両修繕経費として219万7,000円の増額を計上いたしました。

以上であります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号「令和元年度久慈広域連合一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第10 議案第4号

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第10、議案第4号「令和元年度久慈広域連合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入、説明を求めます。

下斗米総務企画課長。

**○総務企画課長（下斗米洋之君）** 議案第4号「令和元年度久慈広域連合一般会計補正予算（第3号）」について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

2歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金であります。1目総務負担金は、518万9,000円の減。

2目介護保険負担金は、2,501万7,000円の増。

3目火葬負担金は、43万円の減。

4目塵芥処理負担金は、4,409万8,000円の減。

5目し尿処理負担金は、2,250万3,000円の減。

6目消防負担金は、61万8,000円の増。

この項は、合わせて4,658万5,000円の減額を計上いたしました。

主な理由であります。介護保険負担金につきまし

ては、介護保険特別会計の補正に伴う介護給付費負担金の増であります。

塵芥処理負担金、し尿処理負担金につきましては、事業実績見込みによる減であります。

なお、市町村ごとの負担金の増減であります、17ページをご覧ください。

市町村負担金賦課表の下段、比較の欄になります。

右側の合計であります、久慈市3,274万2,000円の減、洋野町921万円の減、野田村277万9,000円の減、普代村185万4,000円の減となっております。

それでは、前にお戻りいただきまして、10ページ、11ページをご覧ください。

2 款使用料及び手数料、2 項手数料であります、1 目清掃手数料は、災害廃棄物処理による現年度ごみ取扱い手数料637万8,000円の増、現年度分し尿取扱い手数料848万8,000円の増額を計上いたしました。

3 款国庫支出金であります、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金は、低所得者保険料軽減負担金国負担分を79万2,000円の減額を計上いたしました。

2 項国庫補助金、1 目衛生補助金であります、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金19万5,000円の増額を計上いたしました。

4 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費負担金であります、低所得者保険料軽減負担金県負担分を39万6,000円の減額を計上いたしました。

以上であります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。

歳入、第1 款分担金及び負担金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

2 款使用料及び手数料、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

3 款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

4 款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。

下斗米総務企画課長。

**○総務企画課長（下斗米洋之君）** 次に、歳出であ

りますが、まず、補正予算給与費明細書について、ご説明いたします。

16ページをお開き願います。

1、一般職、（1）総括であります、比較欄でご説明いたします。

給与費は、622万8,000円の増。

その内訳であります、給料は、423万6,000円の減、職員手当は、1,046万4,000円の増となっております。共済費は、597万5,000円の減で、合計25万3,000円の増となっております。

下の表は、職員手当の種別ごとの増減の内訳となっております。

（2）給料及び職員手当の増減額の明細であります、給料423万6,000円の減は、給与改定に伴う増減分134万4,000円の増、実績見込みによるその他の増減分558万円の減となっております。

職員手当1,046万4,000円の増は、給与改定に伴う増減分50万3,000円の増、実績見込みによるその他の増減分の996万1,000円の増となっております。

それでは、前にお戻りいただきまして、12ページ、13ページをお開き願います。

3 歳出、2 款総務費であります、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、実績見込み等により、職員給与費264万2,000円の減、ほか3 件の減、1 件の増、合わせて518万9,000円の減額を計上いたしました。

3 款民生費、1 項1 目介護保険費であります、実績見込みにより、職員給与費301万5,000円の減、ほか2 件の減、1 件の増、合わせて2,382万9,000円の増額を計上いたしました。

4 款衛生費であります、1 項衛生総務費、1 目衛生総務管理費は、実績見込みにより、職員給与費330万2,000円の増、ほか1 件の増、合わせて356万5,000円の増額を計上いたしました。

2 項保健衛生費、1 目火葬衛生費であります、実績見込みにより、火葬場運営管理経費42万9,000円の減額を計上いたしました。

3 項清掃費であります、1 目ごみ焼却処理費は、実績見込みにより、ごみ焼却場維持管理経費689万7,000円の減、ほか1 件の減、合わせて2,945万2,000円の減額を計上いたしました。

2 目粗大ごみ処理費は、実績見込みにより、粗大ごみ処理場維持管理経費105万7,000円の減、ほか3 件の

減、合わせて985万6,000円の減額を計上いたしました。  
14ページ、15ページをお開き願います。

3 目し尿処理費は、実績見込みにより、汚泥再生処理センター建設事業費3,025万円の減、ほか2 件の増、合わせて1,579万8,000円の減額を計上いたしました。

この項は、合わせて5,510万6,000円の減額を計上いたしました。

最後に、「5 款1 項消防費であります、1 目消防本部費は、実績見込みにより、職員給与費155万7,000円の減、ほか5 件の減、合わせて310万1,000円の減額を計上いたしました。

2 目署所管理運営費は、実績見込みにより、職員給与費387万5,000円の増額を計上いたしました。

3 目消防施設整備費は、実績見込みにより、消防本部施設整備経費15万6,000円の減額を計上いたしました。

この項は、合わせて61万8,000円の増額を計上いたしました。

以上であります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 歳出、2 款、総務費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

3 款民生費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

4 款衛生費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 衛生費の歳入で廃棄物処理施設モニタリング事業補助金とあるんですが、これは今回の歳出で計上されてますが、これはいつの時点のことになるのかお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** こちらのモニタリング補助金の委託費につきましては、当初予算に計上しております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

5 款消防費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、第2 条、繰越明許費、説明を求めます。

下斗米総務企画課長。

**○総務企画課長（下斗米洋之君）** 第2 条、繰越明許費につきましては、表によりご説明いたします。

4 ページをお開き願います。

第2 表繰越明許費であります、地方自治法第213 条第1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費について定めようとするものであります。

4 款衛生費、3 項清掃費の汚泥再生処理センター建設事業費14億8,312万7,000円について、工事の施行に伴い発生した埋蔵文化財の調査により不測の日数を要したため、事業期間の確保ができない見込みであることから、事業費を翌年度に繰り越しようとするものであります。

以上であります。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4 号「令和元年度久慈広域連合一般会計補正予算（第3 号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 起立全員であります。

よって、議案第4 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第5 号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第11、議案第5 号「令和元年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第3 号）」を議題といたします。

第1 条歳入歳出の予算補正、歳入、説明を求めます。
橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 議案第5 号「令和元年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第3 号）」につきまして事項別明細書によりご説明申し上げます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

2 歳入、1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1 号被保険者保険料は、実績見込みにより現年度分特別徴

収保険料及び普通徴収保険料、合わせて3,302万4,000円の増額を計上いたしました。

3 款国庫支出金であります、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金は、現年度分介護給付費負担金に3,708万7,000円の増額を計上いたしました。

2 項国庫補助金は、1 目調整交付金の現年度分に343万2,000円の減額を計上、2 目地域支援事業交付金は、現年度分に1,657万4,000円の減額を計上。

これらは保険給付費見込額に伴う国負担分の増額になります。

5 目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するための交付金として393万6,000円の増額を計上。

この項は、合わせて1,607万円の減額を計上いたしました。

4 款1 項支払基金交付金であります、1 目介護給付費交付金は現年度分に6,953万円の増額を計上。

2 目地域支援事業支援交付金は現年度分に1,462万8,000円の減額を計上。

この項は、合わせて5,490万2,000円の増額を計上いたしました。これらは保険給付費等、見込み額の増に伴う第2号被保険者負担分の増額になります。

5 款県支出金であります、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金は、現年度分に4,041万5,000円の増額を計上。これは、保険給付費実績見込みの増に伴う県負担分の増額になります。

3 項県補助金、2 目地域支援事業交付金は、現年度分に828万7,000円の減額を計上。これは地域支援事業費実績見込みの減に伴う県交付分の減額になります。

7 款繰入金であります、1 項1 目一般会計繰入金は、実績見込みによる介護総務費繰入金363万円の減、保険給付費見込み額の増による介護給付費繰入金3,205万7,000円の増、低所得者への介護保険料軽減措置減に伴う市町村負担分158万4,000円の減。

この項は合わせて2,684万3,000円の増額を計上いたしました。

以上であります。

○議長（佐々木栄幸君） 歳入、1 款保険料、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3 款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4 款支払基金交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5 款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7 款繰入金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 歳出につきましてご説明いたします。

まず、補正予算給与費明細書についてご説明いたします。

16ページをお開き願います。

1、特別職であります、下段の比較欄でご説明いたします。

その他の特別職職員数は1人の増。報酬は実績見込みにより82万8,000円の減。共済費は3万4,000円の増、合わせて、79万4,000円の減であります。

それでは10ページ、11ページをお願いいたします。

3 歳出、1 款介護総務費、1 項介護総務管理費、1 目一般管理費は、167万4,000円の減額を計上、これは実績見込みによる減であります。

3 項1 目介護認定審査会費は、実績見込みにより106万9,000円の減額を計上、2 目認定調査等費は、実績見込みにより88万7,000円の減額を計上、この項は合わせて195万6,000円の減額を計上いたしました。

2 款保険給付費は、各種保険給付費の実績見込みによる増減であります。

1 項介護サービス等諸費は、1 目居宅介護サービス給付費から9 目居宅介護サービス計画給付費まで、この項は合わせて2億154万2,000円の増額を計上いたしました。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2 項介護予防サービス等諸費は、1 目介護予防サービス給付費から7 目介護予防サービス計画給付費まで、この項は合わせて234万4,000円の減額を計上いたしました。

4 項高額介護サービス等費は、1 目高額介護サービス費に1,397万7,000円の増額を計上いたしました。

5 項高額医療合算介護サービス等費は、1 目高額医療介護サービス費に206万4,000円の減額を計上いたしました。

6 項特定入所者介護サービス等費は、1 目特定入所者介護サービス費に1,580万1,000円の増額を計上いたしました。

3 款地域支援事業費であります、1 項1 目介護予防・生活支援サービス事業費に3,102万8,000円の減額を計上。

14ページ、15ページをお願いいたします。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費に410万2,000円の減額を計上、この項合わせて、3,513万円の減額を計上いたしました。

3 項包括的支援事業・任意事業費は、1 目包括的支援事業費に2,023万8,000円の減額を計上いたしました。

以上であります。

○議長（佐々木栄幸君） 歳出、1 款介護総務費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2 款保険給付費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3 款地域支援事業費、質疑を許します。

5 番、信田義朋君。

○5 番（信田義朋君） 12ページ、13ページの下段にある地域支援事業費、ちょっと3,100万円ほどの減額するというのはこれはどういう要素というか、機運があってこのくらい下がるんでしょうか、説明願います。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） これは総合事業でありまして、要支援1、要支援2の方が人数の減少に伴いまして金額を補正するものでございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号「令和元年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
~~~~~

## 日程第12 議案第6号

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第12、議案第6号「会計年度任用職員の給与等に関する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

下斗米総務企画課長。

**○総務企画課長（下斗米洋之君）** 議案第6号「会計年度任用職員の給与等に関する条例」についてご説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項において準用する地方公営企業法第38条第4項の規定により、会計年度任用職員の給料その他の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項を定めようとするものであります。

第2条において、会計年度任用職員の給料その他の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償については、久慈市の職員の例によることとしようとするものであります。

これまで、一般職の職員の給与に関する条例により、職員の給与については、久慈市の職員の例によることとされていることから、会計年度任用職員についても同様にしようとするものであります。

その他この条例の制定に伴い、附則第2項において、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、附則第3項において、一般職の職員の給与に関する条例について、所要の整備をしようとするものであります。

条例の施行期日は、令和2年4月1日としようとするものであります。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号「会計年度任用職員の給与等に関する条例」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第7号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第13、議案第7号

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

下斗米総務企画課長。

○総務企画課長（下斗米洋之君） 議案第7号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

第1条は、職員の分限についての手続及び効果等に関する条例の一部改正ですが、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中3年とあるのは、法第22条の2第2項に基づき任命権者が定める任期としようとするものであります。

第2条は、職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例の一部改正ですが、減給する場合には、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、会計年度任用職員の給料に相当する報酬を減額しようとするものであります。

第3条においては、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正ですが、任命権者が報告しなければならない職員に、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を加えようとするものであります。

条例の施行期日は、令和2年4月1日としようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第14 議案第8号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第14、議案第8号

「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

下斗米総務企画課長。

○総務企画課長（下斗米洋之君） 議案第8号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合規約を変更することの協議に関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論でありますが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第15 議案第9号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第15、議案第9号

「岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

下斗米総務企画課長。

○総務企画課長（下斗米洋之君） 議案第9号「岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分の協議に関し、地方自治法第289条及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論でありますが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号「岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて」は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員でございます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 閉会

○議長（佐々木栄幸君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、第3回久慈広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうも長い時間ありがとうございました。

午後3時13分 閉会